

金融庁 御中

「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」に関する調査報告書

2021 年 3 月 18 日

 株式会社三菱総合研究所

金融 DX 本部

目次

1. 本プロジェクトの概要	1
1.1 目的	1
1.2 本プロジェクトの全体像	1
2. 実態調査の内容	4
2.1 アンケート調査票の検討	4
2.2 アンケート調査票の配付・回収	5
2.3 インタビュー先の選定	5
3. 実態調査の結果	7
3.1 設問1：リモート手法を用いた金融庁検査・モニタリング	7
3.2 設問2：ポストコロナを見据えた金融機関との情報共有	28
3.3 設問3：金融庁検査・モニタリングと日銀考査・モニタリングにおける重複感	40
3.4 設問4：金融機関、金融庁、日銀間での情報共有	50
4. 提言に向けた調査	56
4.1 諸外国の事例調査	56
4.2 金融庁職員によるグループディスカッション	62
4.3 有識者インタビュー	63
5. 実態調査結果の総括および本プロジェクトを踏まえた提言	64
5.1 「リモート手法を用いたモニタリング」の在り方	64
5.2 「金融庁検査・モニタリングと日銀考査・モニタリングの連携」の方向性	66

目 次

図 2.1-1	アンケート調査票のストーリーライン	4
図 2.3-1	実態調査の対象先	6
図 3.1-1	問 1-1 アンケートの回答結果（割合）	8
図 3.1-2	問 1-2.....	9
図 3.1-3	問 1-4.....	10
図 3.1-4	問 1-5.....	12
図 3.1-5	問 1-6 回答者全体.....	13
図 3.1-6	問 1-6 金融庁検査をリモート手法で受けたか否かでの集計結果	14
図 3.1-7	問 1-6 金融機関の分類毎の集計結果	15
図 3.1-8	問 1-7.....	17
図 3.1-9	問 1-9.....	18
図 3.1-10	問 1-10.....	20
図 3.1-11	問 1-11 回答者全体の分布	21
図 3.1-12	問 1-11 オフサイト・ヒアリングをリモート手法で受けたか否かでの集計 結果	22
図 3.1-13	問 1-11 金融機関の区分毎の集計結果	23
図 3.1-14	問 1-12.....	25
図 3.1-15	問 1-13.....	26
図 3.2-1	問 2-1.....	29
図 3.2-2	問 2-2.....	30
図 3.2-3	問 2-3 の選択肢（問 2-2 の回答理由）の分布	32
図 3.2-4	問 2-2 の（a）～（d）各々を選択した理由	33
図 3.2-5	問 2-4.....	34
図 3.2-6	問 2-5.....	35
図 3.2-7	問 2-6.....	36
図 3.2-8	問 2-7.....	37
図 3.2-9	問 2-8.....	39
図 3.3-1	問 3-1 金融機関区分別	42
図 3.3-2	問 3-1 金融庁検査・オフサイトのヒアリングのリモートでの実施状況別	43
図 3.3-3	問 3-2 金融庁検査・モニタリングと日銀検査・モニタリングにおける重複 感の推移	44
図 3.3-4	問 3-3 金融機関区分別	46
図 3.3-5	問 3-3 金融庁検査・オフサイトのヒアリングのリモートでの実施状況別	47
図 3.3-6	問 3-4 金融庁と日銀間でのデータ共有の方向性	48
図 3.4-1	問 4-1.....	51
図 3.4-2	問 4-2 の選択肢（問 4-1 の回答理由）の分布	52
図 3.4-3	問 4-1 で（a）～（e）各々を選択した理由.....	53
図 3.4-4	問 4-3.....	54
図 4.1-1	オーストリア共和国の銀行規制における FMA と OeNB の分業体制	59

図 4.1-2	従来のテンプレート・ベースとキューブ・ベースの比較.....	61
図 4.1-3	インプットアプローチとアウトプットアプローチの違い.....	61

表目次

表 1-1	調査テーマを踏まえた論点整理結果	2
表 2-1	アンケートの回収結果	5
表 2-2	インタビュー先選定の観点	5
表 3-1	アンケートの回収結果（回答者数）	8
表 4-1	諸外国におけるコロナ禍でのモニタリング手法.....	56

用語の説明

	用語	内容																																	
1	アドホック	金融庁・日銀への報告や面談・ヒアリングについて、定例での報告以外に、異なるテーマ・内容で求められる報告や対応。（例：コロナ禍における緊急事態宣言を受けての取引先の資金繰り状況調査、等）																																	
2	API	アプリケーションプログラミングインタフェース（Application Programming Interface）。ソフトウェアの機能を共有できる仕組みを利用することで、スムーズなデータ取得等を実現できる。																																	
3	大手銀行	大手銀行グループ ¹ 傘下の主要銀行（みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、農林中央金庫、ゆうちょ銀行）																																	
4	オフサイト	金融庁・財務局、または日銀への定期的またはアドホックな資料提出および、それを踏まえたヒアリング（面談を含む）																																	
5	金融庁業務支援統合システム	金融機関が金融庁向けの報告の際に使用するシステム																																	
6	金融庁検査	金融庁または財務局による立ち入り検査（オンサイト）																																	
7	金融庁検査・モニタリング	金融庁または財務局によるモニタリング（オンサイトとオフサイト）																																	
8	計表フォーマット	主に資料として取り扱うために原データから加工したフォーマット <table border="1"> <thead> <tr> <th>連結粗利益</th><th>2020/3月</th><th>2021/3月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結粗利益</td><td>aaa</td><td>AAA</td></tr> <tr> <td>資金利益</td><td>bbb</td><td>BBB</td></tr> <tr> <td>投資信託</td><td>ccc</td><td>CCC</td></tr> <tr> <td>役務取引</td><td>ddd</td><td>DDD</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>eee</td><td>EEE</td></tr> <tr> <td>営業経費</td><td>ggg</td><td>GGG</td></tr> <tr> <td>不良債権処理額</td><td>fff</td><td>HHH</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金戻入額</td><td>ggg</td><td>III</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>hhh</td><td>JJJ</td></tr> <tr> <td>経常利益</td><td>iii</td><td>KKK</td></tr> </tbody> </table>	連結粗利益	2020/3月	2021/3月	連結粗利益	aaa	AAA	資金利益	bbb	BBB	投資信託	ccc	CCC	役務取引	ddd	DDD	その他	eee	EEE	営業経費	ggg	GGG	不良債権処理額	fff	HHH	貸倒引当金戻入額	ggg	III	その他	hhh	JJJ	経常利益	iii	KKK
連結粗利益	2020/3月	2021/3月																																	
連結粗利益	aaa	AAA																																	
資金利益	bbb	BBB																																	
投資信託	ccc	CCC																																	
役務取引	ddd	DDD																																	
その他	eee	EEE																																	
営業経費	ggg	GGG																																	
不良債権処理額	fff	HHH																																	
貸倒引当金戻入額	ggg	III																																	
その他	hhh	JJJ																																	
経常利益	iii	KKK																																	
9	考查オンライン	金融機関が日銀向けの報告の際に使用するシステム																																	

¹ 金融庁 「変革期における金融サービスの向上にむけて ～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」 2018/9/26
https://www.fsa.go.jp/news/30/For_Providing_Better_Financial_Services.pdf, 2020/2/24)

10	Cx0	CEO（Chief Executive Officer）、COO（Chief Operating Officer）、CFO（Chief Financial Officer）など、執行責任役職の総称																																																								
11	第二地銀	第二地方銀行協会の会員行（第二地方銀行）																																																								
12	地域銀行	地銀と第二地銀の総称																																																								
13	地銀	全国地方銀行協会の会員行（地方銀行）																																																								
14	日銀	日本銀行																																																								
15	日銀考査	日銀による立ち入り調査（オンサイト）																																																								
16	日銀考査・モニタリング	日銀によるモニタリング（オンサイトとオフサイト）																																																								
17	ヒアリング	金融庁検査（オンサイト）、またはオフサイトで実施される面談																																																								
18	表形式のデータフォーマット	時系列データや明細データのように表形式でデータが入力されているフォーマット <table><tr><th></th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th><th>F</th><th>G</th></tr><tr><td>1</td><td>年</td><td>連結租利益</td><td>資金利益</td><td>投資信託</td><td>役務取引</td><td>その他</td><td>営業経費</td></tr><tr><td>2</td><td>202003</td><td>aaa</td><td>bbb</td><td>ccc</td><td>ddd</td><td>eee</td><td>ggg</td></tr><tr><td>3</td><td>202103</td><td>AAA</td><td>BBB</td><td>CCC</td><td>DDD</td><td>EEE</td><td>GGG</td></tr><tr><td></td><td>.</td><td>.</td><td>.</td><td>.</td><td>.</td><td>.</td><td>.</td></tr><tr><td></td><td>.</td><td>.</td><td>.</td><td>.</td><td>.</td><td>.</td><td>.</td></tr><tr><td>4</td><td>.</td><td>.</td><td>.</td><td>.</td><td>.</td><td>.</td><td>.</td></tr></table>		A	B	C	D	E	F	G	1	年	連結租利益	資金利益	投資信託	役務取引	その他	営業経費	2	202003	aaa	bbb	ccc	ddd	eee	ggg	3	202103	AAA	BBB	CCC	DDD	EEE	GGG		.	.	.	.	.	.	.		.	.	.	.	.	.	.	4	.	.	.	.	.	.	.
	A	B	C	D	E	F	G																																																			
1	年	連結租利益	資金利益	投資信託	役務取引	その他	営業経費																																																			
2	202003	aaa	bbb	ccc	ddd	eee	ggg																																																			
3	202103	AAA	BBB	CCC	DDD	EEE	GGG																																																			
	.	.	.	.	.	.	.																																																			
	.	.	.	.	.	.	.																																																			
4	.	.	.	.	.	.	.																																																			
19	報告システム	金融機関が報告の際に使用する金融庁または日銀が運用する IT システム																																																								
20	明細データ	集計等の加工がなされていない個別明細のデータ（例：貸出金明細、口座取引明細等）																																																								
21	モニタリング	金融庁・財務局または日銀のモニタリング（オンサイトとオフサイト）																																																								

1. 本プロジェクトの概要

1.1 目的

金融行政が「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大を目指す」²ことを目標としている中で、金融庁検査・モニタリングが、目標達成に向けて、効果的に寄与していくことが求められている。また、金融を取り巻く内外の環境が急激に変化する中、金融行政が直面する課題に的確に対応したより効果的なモニタリングのためには、モニタリングの質も不断に向上させていく必要がある。

特に 2020 年以降、新型コロナ感染拡大防止の観点から対面でのモニタリングが困難となり、リモート手法の活用が不可欠となっている状況において、モニタリングの質を向上させるための方法として、金融デジタル化の進展も踏まえながら、効果的な手法を導入していく必要もある。また、金融業界を取り巻く環境は複雑化が進み、それによって金融システム的环境自体も大きく変化している中、金融庁検査・モニタリングと日銀検査・モニタリングの重複感の解消等による、金融機関の負担軽減も重要な課題となっている。

このような検討を進める上で、金融庁内部の議論だけではなく、外部からの意見や提言、批判が的確に反映されることが重要であると考えられる。

本プロジェクトは、このような問題意識に基づき、外部の専門家として、モニタリングの実施状況等について、金融機関へのアンケートやインタビューによる実態調査を通じて、具体的な事実に基づく評価や問題点の指摘、改善策の提言を行うことを目的としている。

1.2 本プロジェクトの全体像

本プロジェクトにおいては、「コロナ禍におけるモニタリングの実施状況を踏まえた非対面でのモニタリング・情報共有の在り方」と、金融庁検査・モニタリングの「日銀検査との重複感や負担感」という 2 つの大きなテーマを設定し、金融機関へアンケートやインタビューによる実態調査を行った。

また、実態調査に加え、諸外国の先行事例と金融庁職員のグループディスカッションを通して、我が国における今後のモニタリング手法についての提言を検討した。

1.2.1 本プロジェクトの取組事項

本プロジェクトにおける提言を検討するにあたり、以下の 3 つの事項に取組んだ。

(1) 論点整理とアンケート調査票の検討・作成

アンケートの設問検討に先立ち、本調査のテーマである「コロナ禍におけるモニタリングの実施状況を踏まえた非対面でのモニタリング・情報共有の在り方」と、金融庁検査・モニタリングの「日銀検査との重複感や負担感」における論点整理を行った。なお、論点整理に関しては、より実感のある設問を検討するため、金融庁のモニタリング実務者から、従来の

² 金融庁 「金融庁について」 (<https://www.fsa.go.jp/common/about/fsainfo.html>, 2021/3/13)

金融検査・モニタリング、およびリモート手法での実施状況について共有を受けた。

これらを踏まえ、「リモート手法を用いた金融庁検査・モニタリング」、「ポストコロナを見据えた金融機関との情報共有」、「金融庁検査・モニタリングと日銀検査・モニタリングにおける重複感」、「金融機関、金融庁、日銀間での情報共有」の4つを調査項目として設定し、実態調査を進めることとした。

表 1-1 調査テーマを踏まえた論点整理結果

	調査項目（論点整理結果）	主な内容
1	リモート手法を用いた金融庁検査・モニタリング	・ 新型コロナ感染拡大防止のため、2020年以降実施されているリモート手法によるモニタリングにおける金融機関が感じている利点や欠点 ・ 今後のモニタリングにおけるリモート手法活用に関する金融機関の考え
2	ポストコロナを見据えた金融機関との情報共有	・ モニタリングのリモート手法導入によって、面談資料の準備や提出の方法にも影響が出てくると考えられるが、それについて金融機関が抱えている不安や課題 ・ ポストコロナを見据えて、ヒアリングにリモート手法が取り入れられる中、そのようなデジタル化の進展も踏まえた報告資料（報告様式）の在り方
3	金融庁検査・モニタリングと日銀検査・モニタリングにおける重複感	・ 金融機関は、実際に金融庁検査・モニタリングと日銀検査・モニタリングの重複をどのような点で感じているのか ・ 重複感の解消に向けて、金融機関は、モニタリングにおいて、金融庁と日銀がどのように連携することが望ましいと考えるか
4	金融機関、金融庁、日銀間での情報共有	・ 金融機関の負担軽減、モニタリングの質の向上等のため、3者間で、どのような情報共有の仕組み（報告システムを含む）が考えられるか

出所）三菱総合研究所

(2) 金融機関向けの実態調査（アンケート調査・インタビューの実施）

実態調査は、国内金融機関へのアンケート調査とインタビューにより実施した。アンケート調査票は、大手銀行、地銀、第二地銀を対象に配付し、回答結果をもとに、インタビュー先を選定した。インタビューは、その回答に至った背景や意図について確認し、それを通して、リモート手法を用いたモニタリングに関する意見と、日銀検査・モニタリングとの重複感に関する考えについて、深掘りを実施した。

(3) 提言に向けた情報収集

1) 諸外国の事例

リモート手法を活用したモニタリングについては、コロナ禍という共通の環境である諸外国における事例を、金融機関へのアンケート調査票およびインタビューによって情報収集をした。加えて、諸外国の金融当局と中央銀行等の情報共有や、規制当局等が運用する報

告システム等に関する先進的な取組みについて、調査を行った。

2) 金融庁職員とのグループディスカッション

金融機関へのアンケート調査やインタビュー結果のみに基づいた提言ではなく、金融機関と金融庁双方向の考えを踏まえた提言を検討するため、金融機関からのアンケート調査やインタビュー結果をもとに、金融庁の担当職員とのグループディスカッションを実施した。

3) 有識者インタビュー

モニタリングにおいて、リモート手法の導入の検討を進める際に、モニタリングの質という観点、および金融庁・日銀の連携を進める上で留意すべき事項について、学識経験者へのインタビューを実施した。

1.2.2 本プロジェクトの実施期間

本プロジェクトは、2020 年 12 月下旬から 2021 年 3 月までの約 3 ヶ月間で実施した。

2. 実態調査の内容

2.1 アンケート調査票の検討

本プロジェクトでは、「コロナ禍におけるモニタリングの実施状況を踏まえた非対面でのモニタリング・情報共有の在り方」と、金融庁検査・モニタリングの「日銀考査との重複感や負担感」という2つのテーマがあるが、実態調査を進める上で、各々2つの内容に分けて整理を行った。

前者については、金融庁によるヒアリングという観点（「リモート手法を用いた金融庁検査・モニタリング」）と、それに伴う金融機関から金融庁への資料提出・情報共有という観点（「ポストコロナを見据えた金融機関との情報共有」）にテーマを細分化した。

また、後者については、金融庁・日銀の重複感の現状と重複解消に向けた方向性（「金融庁検査・モニタリングと日銀考査・モニタリングにおける重複感」）と、今後、金融機関、金融庁、日銀の間で効率的で効果的な情報共有の在り方（「金融機関、金融庁、日銀間での情報共有」）にテーマを細分化した。

そして、各テーマにおける論点を整理し、以下のストーリーラインに沿って、設問を検討した。

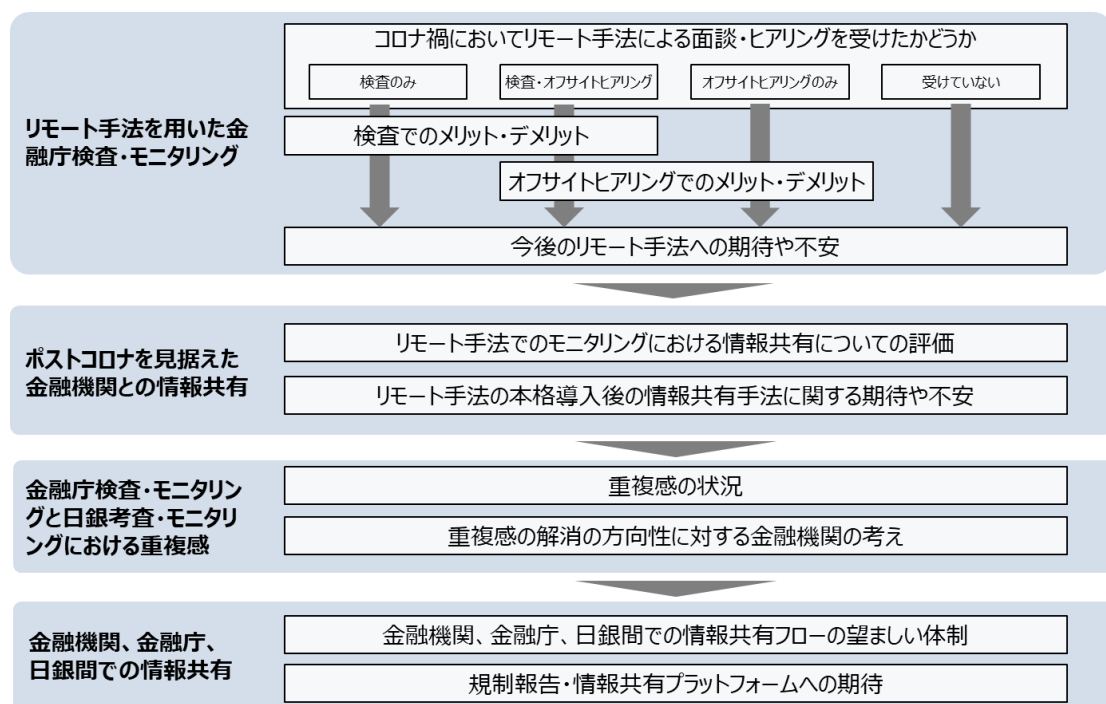


図 2.1-1 アンケート調査票のストーリーライン

出所) 三菱総合研究所

2.2 アンケート調査票の配付・回収

全体で 107 行（大手銀行 7 行、地銀全行、第二地銀全行）にアンケートを依頼し、95 行からの提出があった。

表 2-1 アンケートの回収結果

	配付数（行）	回収数（行）	回収率
大手銀行	7	7	100%
地銀	62	54	87%
第二地銀	38	34	89%
合計	107	95	89%

出所) 三菱総合研究所

2.3 インタビュー先の選定

インタビューは、アンケート調査票での回答選択の背景や、自由記述欄に記入された内容のより詳細な内容の把握を目的に実施した。

そのため、インタビューの対象先は、提出を受けた金融機関の中からアンケート調査票を踏まえ、以下の観点に基づき、様々な回答を満遍なく確認ができるよう選定した。

表 2-2 インタビュー先選定の観点

インタビュー先選定の観点
リモート手法でのモニタリング経験の有無
・ リモート手法での金融庁検査を受けた金融機関 ・ リモート手法での金融庁検査は受けていないもののオフサイト・ヒアリングをリモート手法で受けた金融機関 ・ リモート手法でのモニタリングを受けたことが無い金融機関
金融庁検査・モニタリングでのリモート手法によるヒアリングに対する考え方
・ 係員レベルでのヒアリングにおけるリモート手法活用は肯定的だが、経営陣とのヒアリングについては対面が望ましい ・ 経営陣とのヒアリングでのリモート手法活用は肯定的だが、係員レベルでのヒアリングは対面が望ましい ・ ヒアリングの相手に関係なく、リモート手法活用が望ましい ・ ヒアリングの相手に関係なく、対面が望ましい
金融庁検査・モニタリングと日銀考査・モニタリングにおける重複感解消の方向性
・ このままでよい ・ 金融庁が中心となって聴取することで重複感を解消するのが望ましい ・ 日銀が中心となって聴取することで重複感を解消するのが望ましい
金融庁・日銀の情報共有の方向性
・ 包括的に情報共有することが望ましい ・ 情報共有には肯定的だが、その範囲は金融機関の意向を踏まえて、限定したい ・ 情報共有はしてほしくない

今後の報告システムに関する考え方
・ 金融庁・日銀が各々報告システムを運用する ・ 金融庁・日銀が報告システムを共同化する ・ 金融庁・日銀と金融機関の間に中間団体を設置し、金融庁・日銀は各々そこから必要な情報を取得する ・ 金融庁・日銀は、各々が API 接続等によって金融機関のシステムから直接情報を取得する
金融機関の分類
・ 大手銀行 ・ 地銀 ・ 第二地銀

出所) 三菱総合研究所

基準を満たす金融機関が複数ある場合には、提出資料のフォーマットに関する設問やリモート手法でのヒアリング資料の事前共有の方法、自由記述欄での記載内容を踏まえて、最終的に 8 行をインタビュー対象をととして選定した。

なお、本実態調査は、回答者の匿名性を担保することを前提として行っていることから、分析に関しても、金融機関が特定されるような情報（例えば、本店所在地や主な営業地域、資産規模、使用しているシステム等）を伴うものは対象外とした。

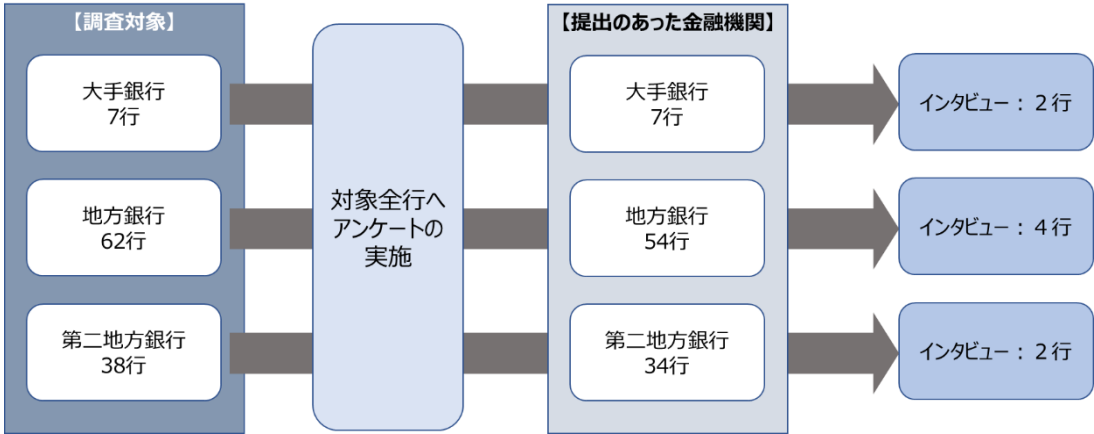


図 2.3-1 実態調査の対象先

出所) 三菱総合研究所

3. 実態調査の結果

3.1 設問 1：リモート手法を用いた金融庁検査・モニタリング

金融庁検査・モニタリングにおいて、ヒアリングにリモート手法が導入されることについては、大手銀行、地域銀行に関わらず、物理的移動や面談会場の設営などが不要になることや、面談スケジュールを柔軟に調整できるため、効率性の観点からメリットを感じている金融機関が多く、今後も積極的なリモート手法の活用を望むといった、肯定的な意見が多く確認された。

なお、職位階層別にみると、役員クラスについては、全体の4割の金融機関が、金融庁検査・モニタリングにおいて、対面での面談実施を望んでいる。特に、役員クラスにおいては、ニュアンスを含めて認識に齟齬が出ないよう、意思疎通が重要となることから、対面が望ましいとする意見が複数確認された。

また、リモート手法をベースとしつつも、初回面談時は対面にすることで、より円滑なコミュニケーションにつながるのではといった意見も確認された。

リモート手法によるやり難さ等については、リモート手法で金融庁検査を受けた金融機関の5割、リモート手法でオフサイト・ヒアリングを受けた金融機関の2割が、対面と比して、聞き手の理解度が読み取り辛く、十分な意思疎通が難しかった点を挙げている。

また、少数ではあるが、インタビューを実施した大手銀行、地域銀行のそれぞれから、1台の端末からオンライン会議に参加している場合など、リモート手法では参加者や発言者を把握し難く、センシティブな話題の際には、情報管理に不安を感じるといった意見も確認された。

3.1.1 問 1-1 リモート手法でのモニタリングの経験

【回答者全員が対象】	
コロナ禍での対応として、2020 年半ば以降、金融庁・財務局のモニタリングはリモート手法を用いて実施されています。金融庁・財務局による、リモート手法での金融庁検査またはオフサイト・ヒアリングを受けましたか？	
a	金融庁検査、オフサイト・ヒアリングの両方ともにリモート手法で行われた
b	オフサイト・ヒアリングは受けていないが、金融庁検査はリモート手法で行われた
c	金融庁検査は受けていないが、オフサイト・ヒアリングがリモート手法で行われた
d	リモート手法でのモニタリングは受けていない

(1) アンケート回答結果

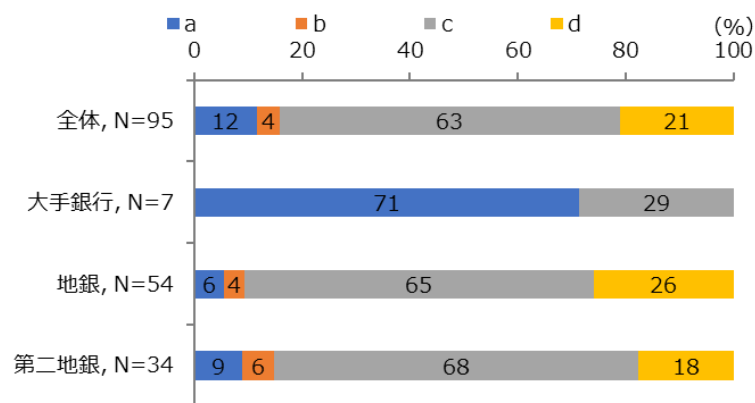


図 3.1-1 問 1-1 アンケートの回答結果（割合）

表 3-1 アンケートの回収結果（回答者数）

（単位：行）

	合計	a	b	c	d
全体	95	11	4	60	20
大手銀行	7	5	0	2	0
地銀	54	3	2	35	14
第二地銀	34	3	2	23	6

アンケートに回答した全 95 行の金融機関のうち、リモート手法で金融庁検査を受けたと回答（(a) または (b) を選択）した金融機関は 15 行（大手銀行：5 行、地銀：5 行、第二地銀：5 行）、オフサイト・ヒアリングのみを受けたと回答（(c) を選択）した金融機関は 60 行（大手銀行：2 行、地銀：35 行、第二地銀：23 行）、リモート手法でのモニタリングは受けていないと回答（(d) を選択）した金融機関は 20 行（大手銀行：0 行、地銀：14 行、第二地銀：6 行）という結果であった。

3.1.2 問 1-2 金融庁検査がリモート手法で実施される際の会議設定や資料の準備

【リモート手法で金融庁検査を受けた 15 行（問 1-1 で a または b を選択）が対象】	
金融庁検査がリモート手法で行われる際、金融庁による事前の配慮や時間は十分でしたか？	
当てはまるものを 1 つ選択してください。	
a	十分な配慮・時間が確保されており、事前準備に負担は感じなかった
b	どちらともいえない
c	配慮・時間が不十分であり、事前準備に負担を感じた

(1) アンケート回答結果

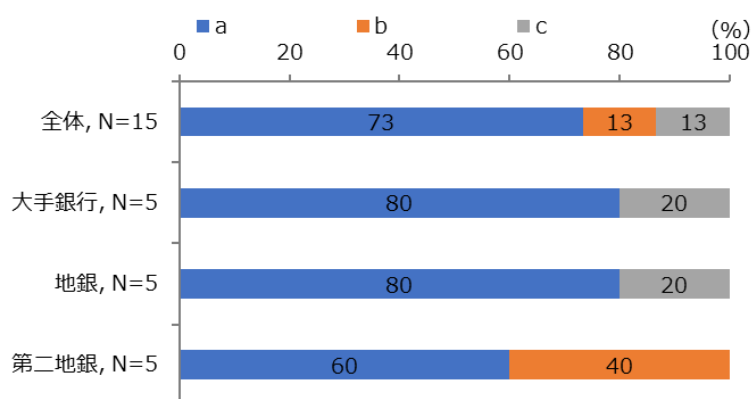


図 3.1-2 問 1-2

本設問では、金融庁検査がリモート手法で実施される際の会議設定や資料の準備やその時間について、十分な配慮があったと感じたかを調査した。

リモート手法での金融庁検査を受けたと回答した金融機関のうち、7 割は事前準備における金融庁による配慮や準備時間が十分であり、負担は感じなかったと回答した。一方で 1 割は配慮や時間が不十分であり、事前準備に負担を感じたと回答した。

なお、大手銀行、地銀や第二地銀で回答傾向に大きな差はなかった。

3.1.3 問 1-3 リモート手法での金融庁検査において、会議設定や資料の準備にかかる配慮が不十分であったと感じた理由

【リモート手法で金融庁検査を受けた 15 行のうち事前準備等に負担を感じた回答者（問 1-2 で「c」を選択）が対象】	
どのような点に負担を感じましたか？	

大手銀行からは、面談の趣旨や内容が十分に共有されていなかったことで、いざ面談を始めたものの資料共有が不十分（対面であればその場で共有することもできた）であり、面談終了後に、改めて資料を提出し、面談日程を再調整するといったことがあった旨の回答があった。

地域銀行からは、金融庁の配慮は感じられたものの、資料共有の手段が電子ファイルとすることに限られる（対面であれば紙の資料を閲覧してもらう等の手段もとれた）ため、電子

ファイルで提出しなければならない資料自体は多く、そういった手間が発生することを考慮し、検査に必要な資料を厳選するといった点についても配慮してほしい、という回答があった。

3.1.4 問 1-4 リモート手法での金融庁検査の負担感

【リモート手法で金融庁検査を受けた 15 行（問 1-1 で a または b を選択）が対象】	
従来の立ち入りでの検査と比較して、負担と感じたことややり難いと感じたことはありますか？	
当てはまるものをすべて選択してください（複数回答可）。	
a	従来のような対面での金融庁検査であれば、面談の中で必要になった資料について随時原本を直接見せることができたが、PDF 化するなどの作業が発生した点
b	短時間で終わるような説明であっても、リモート会議の時間を設定する手間が発生した点
c	リモートでのコミュニケーションにより、十分な意思疎通が難しかった点
d	意思疎通のし難さによって、従来のような対面での金融庁検査と比較して、より検査の期間が長くなってしまった点
e	使用可能なリモート会議システムの回線が限られていることで、従来のような対面での金融庁検査と比較して、より多くの時間がかかってしまった点
f	その他（内容を以下の欄に記入してください）
g	特になし

(1) アンケート回答結果

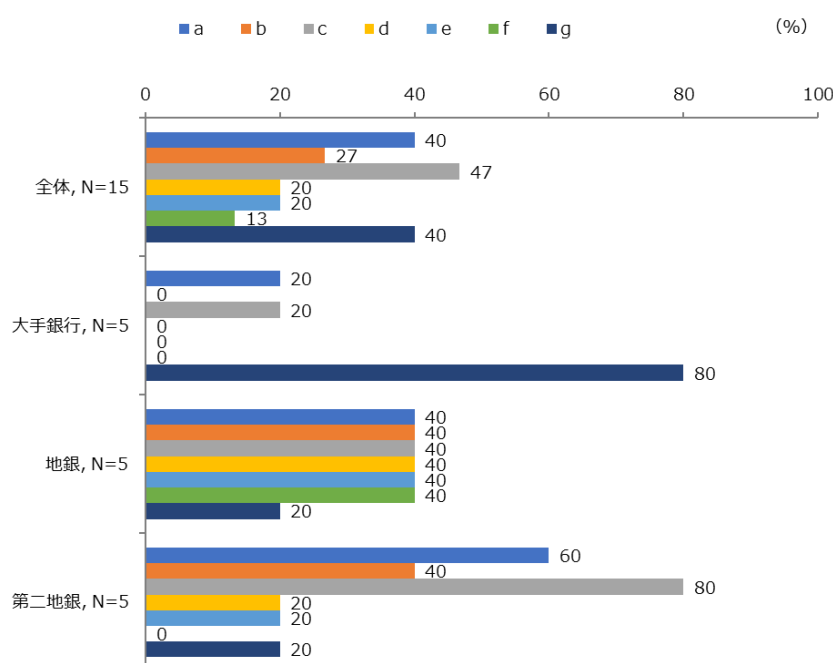


図 3.1-3 問 1-4

本設問では、リモート手法での金融庁検査の負担感について調査した。

全体のうち 5 割が、リモート手法によるコミュニケーションにおける意思疎通の難しさ (c) を選択した。特に、第二地銀においては、リモート手法によるコミュニケーションにおける意思疎通の難しさ (c) と紙資料の PDF 化 (a) がそれぞれ 8 割、6 割と多くの金融機関が選択した。

なお、「その他 (f) 」を選択した回答者からは、電子メールで資料送付をするときに添付データ量の制限がある（地域銀行）、音声が届き取りにくい場合がある（地域銀行）、送付するデータ量の関係で電子メールを使って提出することが困難であったため、USB を使って提出するといった場面があった（地域銀行）という意見が確認された。

(2) 自由記述・インタビュー

大手銀行からは、オンライン会議は対面と比べて、誰が聞いているかが把握し難く、情報管理の観点で不安があるという指摘があった。

地域銀行からは、オンライン会議の音声が届き取りにくかったり、途中で途切れてしまったりといった接続トラブルへの対応や、電子メールでの資料提出の指示があった際に、一度に送れる添付データ容量の関係で、複数回に分けて送付しなければならなかったことに負担を感じたという回答があった。

3.1.5 問 1-5 リモート手法での金融庁検査が効果的と感じた点

【リモート手法で金融庁検査を受けた 15 行（問 1-1 で a または b を選択）が対象】	
従来の立ち入りでの検査と比較して、効果的と感じたことはありますか？	
当てはまるものをすべて選択してください（複数回答可）。	
a	提供すべき資料が事前に決まっており、追加の資料が少なかったため、効率的だった点
b	金融庁が検査を行う会場の設営／金融庁への訪問といった物理的な準備や移動の必要がなく、負担が小さかった点
c	端的な会話を通じて要点を絞ったコミュニケーションができた点
d	従来のような対面で金融庁検査と比較して、時間的に効率よく進められた点
e	その他（内容を以下の欄に記入してください）
f	特になし

(1) アンケート回答結果

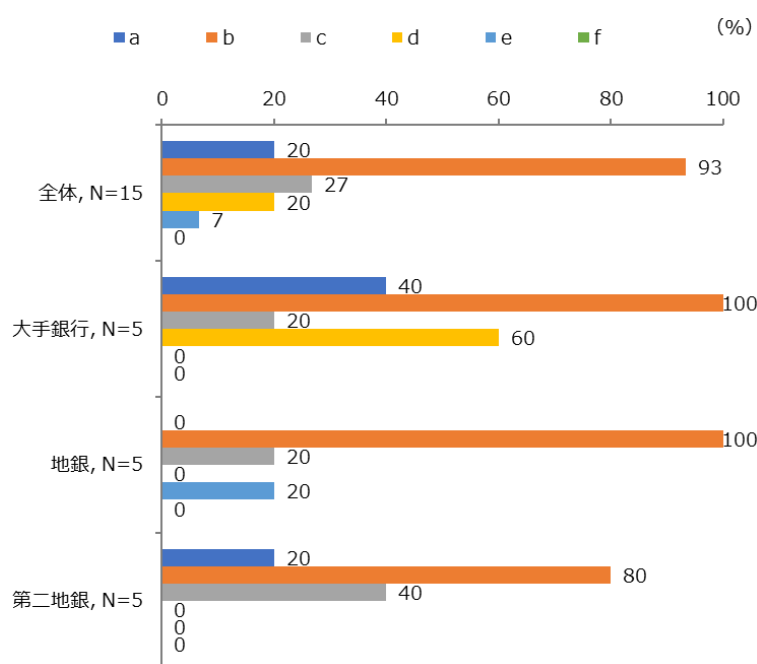


図 3.1-4 問 1-5

本設問では、金融庁検査において、どのような点でリモート手法が効果的と感じたかを調査した。

全体のうち9割が、移動やそれに伴う準備がなかったことが負担軽減に繋がった（b）を選択した。また、提供すべき資料が事前に決まっていた効率的だった（a）、要点を絞ったコミュニケーションができた（c）、時間面で効率的だった（d）について、それぞれ全体の2割が選択している。

特に、大手銀行では、時間面で効率的だった（d）という点を6割の回答者が選択している。

(2) 自由記述・インタビュー

大手銀行からは、当初はリモート手法自体に戸惑いを感じることはありつつも、対面と比較して効率的であるという回答があった。また、大手銀行からは、通年検査について、負担が特定の期間に集中しない、前回検査からの振返りが発生しないといった点で効率的で負担感が小さいといった意見が多く見られた。元々通年検査は、電話等を含め、非対面で行われることも多く、その実感から、本設問において、時間面で効率的だった（d）という選択に繋がったことが確認された。

地域銀行からは、リモート手法で行われた金融庁検査に特に不便さを感じることはなかったという回答が複数確認された。また、面談のスケジュールを柔軟に調整することができ、リモート手法では負担が分散される効果を感じたという意見も多く確認された。

3.1.6 問 1-6 金融庁検査の対面または非対面での実施について

【回答者全員が対象】	
金融庁検査においては、金融機関の様々な方へのヒアリングが行われます。	
以下、金融機関の役職毎（CxO・役員等、部長、次課長、主任・係長、係員）のヒアリングについて、対面/非対面いずれの実施が、より望ましいか、お考えに最も近いものをそれぞれ 1 つ選択してください。	
なお、選択した回答に関して、補足したいことがあれば、自由記述欄に記入してください。	
a	対面の実施が望ましい
b	どちらかといえば対面の実施が望ましい
c	どちらかといえば非対面の実施が望ましい
d	非対面の実施が望ましい
e	最近、あまり事例が無いため、わからない

(1) アンケート回答結果

本設問では、金融庁検査が対面または非対面のどちらで実施されることが望ましいか、金融機関の役職毎に調査した。

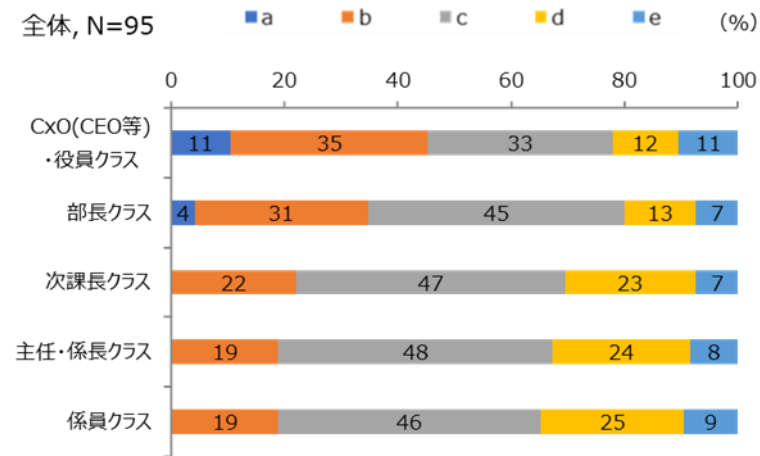


図 3.1-5 問 1-6 回答者全体

1) 金融庁検査をリモート手法で受けたか否かで集計

a 対面の実施が望ましい b どちらかといえば対面の実施が望ましい c 非対面の実施が望ましい
d どちらかといえば非対面の実施が望ましい e 最近、あまり事例が無いためわからない

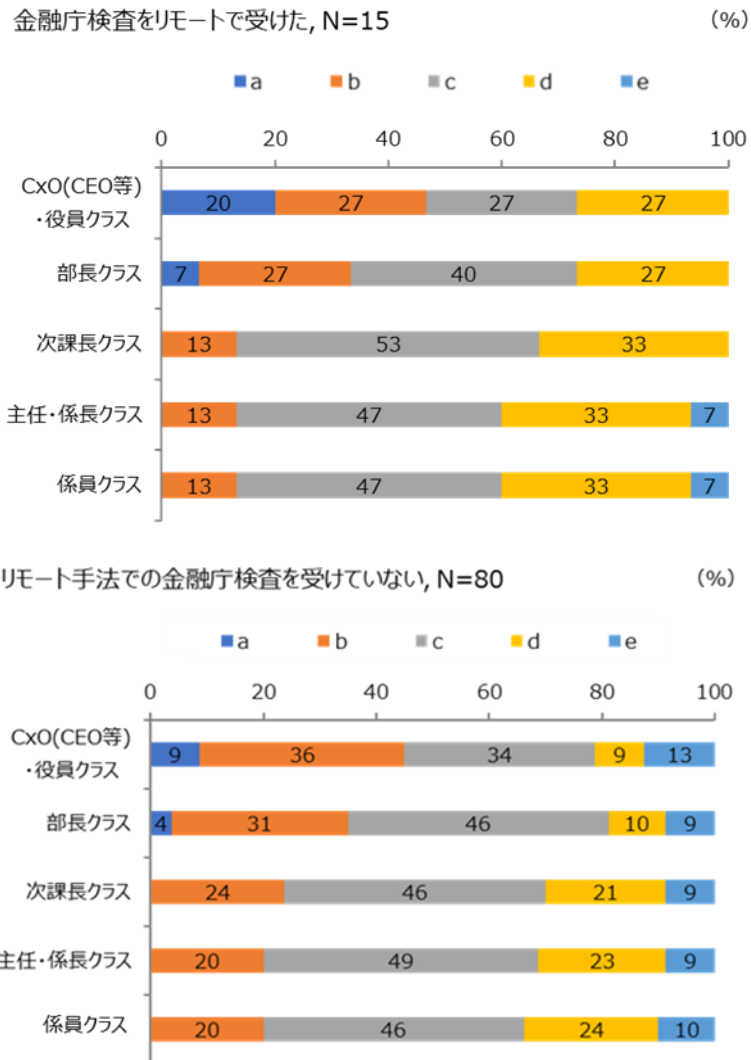


図 3.1-6 問 1-6 金融庁検査をリモート手法で受けたか否かでの集計結果

2) 金融機関の分類毎に集計

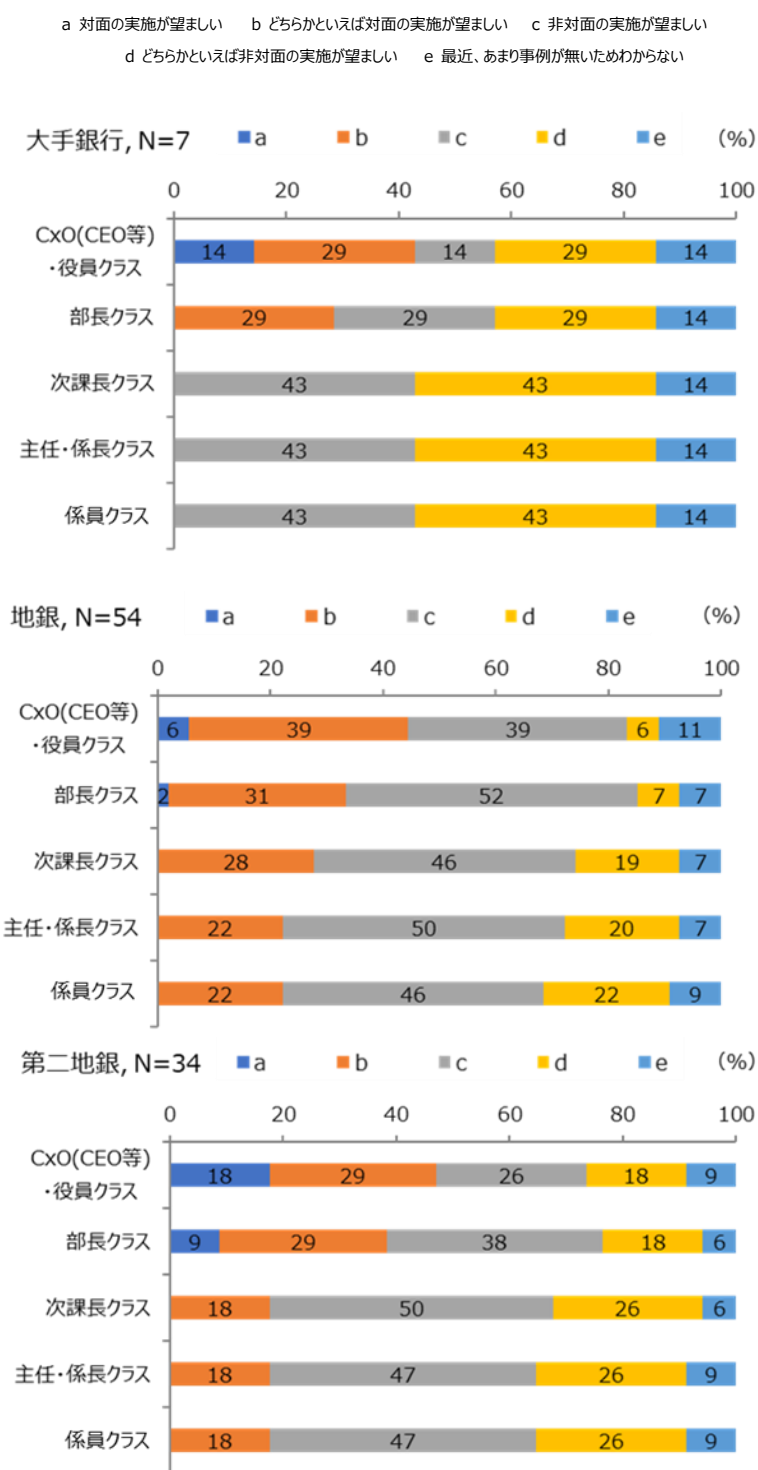


図 3.1-7 問 1-6 金融機関の分類毎の集計結果

全体としては、選択肢（c）、（d）（非対面・どちらかといえば非対面）の回答が多い。なお、職位階層別に見ると、係員クラスについては、全体の7割が、非対面（c）、もしくは、どちらかといえば非対面（d）での実施が望ましいと回答しているのに対し、役員クラスについては、全体の4割が対面（a）、もしくは、どちらかといえば対面（b）での実施が

望ましいと回答している。

金融機関の区分毎に比較すると、次課長クラス以下では、大手銀行は非対面を強く希望する傾向が見られた。

(2) 自由記述・インタビュー

大手銀行と地域銀行両方から、効率性の観点から非対面が望ましいとする回答が複数あったが、非対面による実施が望ましいと回答した金融機関においても、面談相手の役職に関わらず、内容やテーマで対面/非対面を使い分けるのが望ましいとの意見が多数確認されたほか、非対面で実施する際には会話が一方通行になりがちであるため、一方的な聴取でなく双方向の議論ができるよう、対面時以上に工夫（双方向での意見交換を踏まえた面談時間の設定やその配分を含む）する必要があるとの意見もあった。

一方、対面での実施が望ましいと回答した金融機関からは、テーマによっては複雑な説明が必要となる場合があり、その際は、対面の方が聞き手の反応から理解度を確認しながら進めることができるため、対面が望ましいとする意見が複数確認された。

特に CxO・役員等の上位クラスにおいては、ニュアンスを含めて認識に齟齬が出ないよう、意思疎通が重要となることから、対面が望ましいとする意見も複数確認されたが、一部の金融機関からは、係員等の下位クラスの方が細かな内容の説明が多く、ニュアンスを含めて認識に齟齬が出やすい場面が多いことから、下位クラスも対面が望ましいと回答した金融機関もあった。

このほか、対面での実施が望ましいと回答した金融機関からは、内容によってヒアリングが複数回に及ぶ場合には、適時（初回など）対面の機会も交えて実施することで、より円滑なコミュニケーションに繋がる（大手銀行、地域銀行）という意見や、金融庁との面談においては問題無いとは思いつつも、リモート手法では相手の場所の様子がわからないため、誰が聞いているのか把握し難く、センシティブな話題の際には、情報管理に不安を感じるため、テーマによっては対面が望ましい（大手銀行、地域銀行）という意見もあった。

3.1.7 問 1-7 オフサイト・ヒアリングをリモート手法で実施する際の会議設定や資料の準備

【リモート手法でオフサイト・ヒアリングを受けた 71 行（問 1-1 で a または c を選択）が対象】

オフサイトでのヒアリングがリモート手法で行われる際、金融庁による事前の配慮や時間は十分でしたか？
当てはまるものを 1 つ選択してください。

a 十分な配慮・時間が確保されており、事前準備に負担は感じなかった

b どちらともいえない

c 配慮・時間が不十分であり、事前準備に負担を感じた

(1) アンケート回答結果

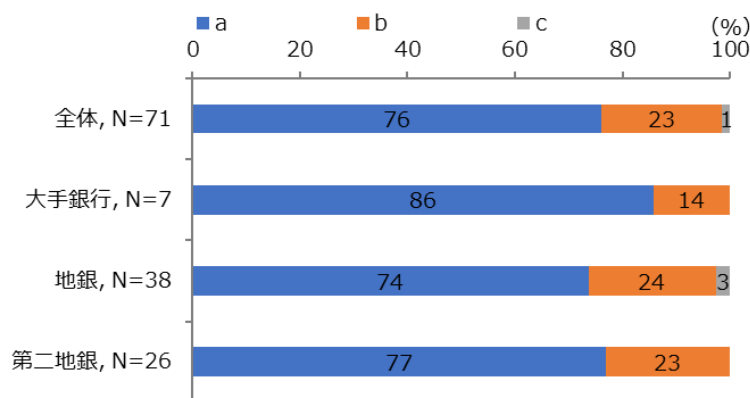


図 3.1-8 問 1-7

本設問では、オフサイト・ヒアリングをリモート手法で実施する際の会議設定や資料の準備について、金融庁の配慮や時間が十分であったかを調査した。

全体の約 8 割がリモート手法でのオフサイト・ヒアリングについて、金融庁による事前の配慮や時間が十分（a）と回答した。

(2) 自由記述・インタビュー

大手銀行、地域銀行ともに、リモート手法へ転換する以前から、提出する資料は既存の資料の使いまわしでよいと金融庁が明言しているため、元々、負担は大きくないとの意見が複数あげられた。リモート手法が初めてということもあってか、従来以上にヒアリング時のテーマや対象となる資料を明確にするといった金融庁の配慮が感じられ、結果的にヒアリング終了後の追加の資料も少ない（または発生せず）、負担が小さかったとする声もあった。

3.1.8 問 1-8 リモート手法でのオフサイト・ヒアリングにおいて、会議設定や資料の準備にかかる配慮が不十分であったと感じた理由

【リモート手法でオフサイト・ヒアリングを受けた 71 行のうちリモート手法でのモニタリングに負担を感じた回答者（問 1-7 で「c」を選択）が対象】

どのような点に負担を感じましたか？

金融庁の配慮不足や負担を感じたという回答は少数であったが、日程調整がし易いこと

の裏返しで、ヒアリングのテーマや内容が曖昧なまま始まり、複数回のヒアリングのうち数回は有意義でなかった点に、配慮不足を感じたという回答もあった。また、リモート手法ということではなく新型コロナという特定のテーマについてではあるが、アドホックに求められる資料については定義や基準の変更が短期間に行われると負担が大きい、といった回答があった。

3.1.9 問 1-9 リモート手法でのオフサイト・ヒアリングの負担感

【リモート手法でオフサイト・ヒアリングを受けた 71 行（問 1-1 で a または c を選択）が対象】	
リモート手法でのオフサイト・ヒアリングについて、従来の対面での手法と比較して、負担と感じたことややり難いと感じたことはありますか？	
当てはまるものをすべて選択してください（複数回答可）。	
a	従来のような対面でのヒアリングであれば、面談の中で必要になった資料について随時原本を直接見せることができたが、PDF 化するなどの作業が発生した点
b	リモートでのコミュニケーションにより、十分な意思疎通が難しかった点
c	意思疎通のし難さによって、従来のような対面でのヒアリングと比較して、より多くの時間がかかってしまった点
d	使用可能なリモート会議システムの回線が限られていることで、従来のような対面でのヒアリングと比較して、より多くの期間がかかってしまった点
e	その他（内容を以下の欄に記入してください）
f	特になし

(1) アンケート回答結果

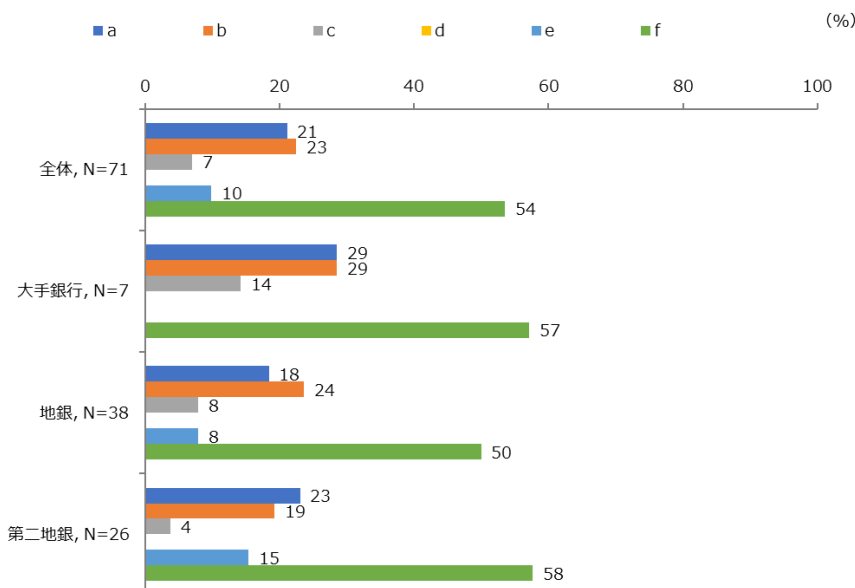


図 3.1-9 問 1-9

本設問では、リモート手法での、オフサイト・ヒアリングが従来の対面手法と比較して、金融機関が負担と感じたことや、やり難いと感じた点について調査した。

全体の 5 割が特に負担を感じなかった (f) と回答しているが、全体の 2 割は、負担と感じた点として、リモート手法によるコミュニケーションにおける意思疎通の難しさ (b) や紙資料の PDF 化 (a) を選択している。

なお、「その他 (e)」には、リモート会議システムが安定せず、音声が届き取りにくいことがあった (大手銀行、地域銀行)、複数名が参加している場合、相手の反応がわかりにくい (地域銀行)、ヒアリング中に PC がシャットダウンしたことがあり、ハード面やネットワーク接続への不安がある (地域銀行) という回答があった。

(2) 自由記述・インタビュー

大手銀行からは、画面がオフになっている場合や会議室で大人数が参加している場合は当然ながら、個別に顔が映っている場合においても、相手の理解度や納得感といった表情が読み取り辛かったといったコミュニケーションの難しさに関する意見や、一人ずつしか話せず、発言したい人がいても拾い難かったといった進行の難しさに関する意見があった。

地域銀行からは、オンライン会議における音声の聞き取りにくさや接続の不安定さが複数の金融機関より指摘された。また、金融庁側が 1 つの端末 (PC または会議室設置のシステム) から複数名参加している際には、誰が発言しているかがわかりにくかったという回答もあった。

3.1.10 問 1-10 リモート手法でのオフサイト・ヒアリングが効果的と感じた点

【リモート手法でオフサイト・ヒアリングを受けた 71 行 (問 1-1 で a または c を選択) が対象】	
リモート手法でのオフサイト・ヒアリングについて、従来の対面での手法と比較して、効果的と感じた部分はどのような点でしたか？	
当てはまるものをすべて選択してください (複数回答可)。	
a	提供すべき資料が事前に決まっており、追加の資料が少なかったため、効率的だった点
b	金融庁への訪問といった物理的な移動の必要がなく、負担が小さかった点
c	端的な会話を通じて要点を絞ったコミュニケーションができた点
d	従来のような対面でのヒアリングと比較して、時間的に効率よく進められた点
e	その他 (内容を以下の欄に記入してください)
f	特になし

(1) アンケート回答結果

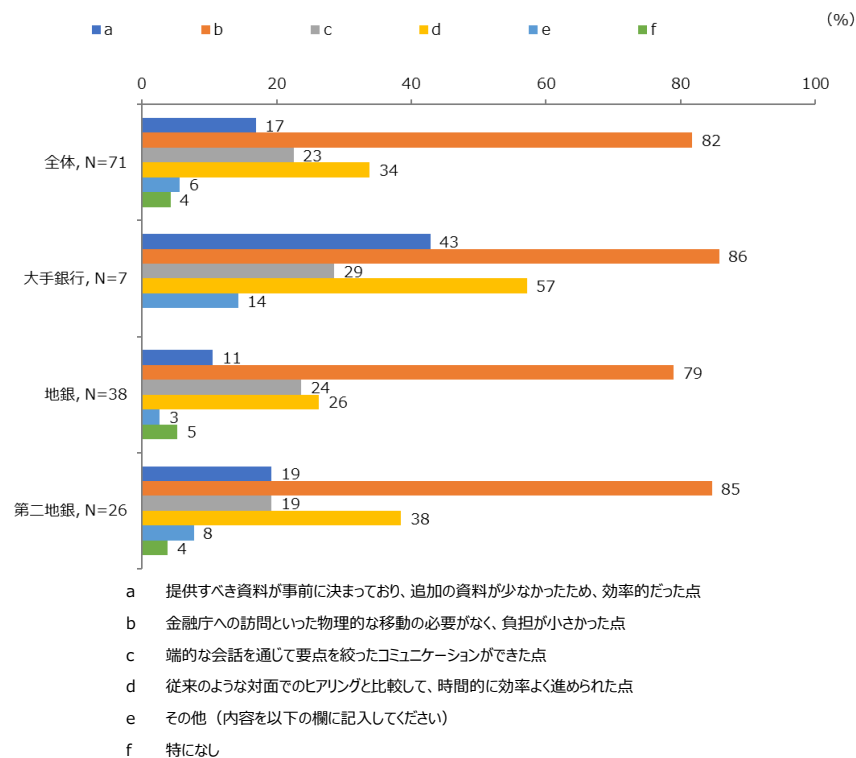


図 3.1-10 問 1-10

本設問では、リモート手法での、オフサイト・ヒアリングが従来の対面での手法と比較して、金融機関が効果的と感じた点について調査した。

全体のうち 8 割が、物理的移動や受け入れに伴う負担が軽減された (b) を選択し、また、3 割の回答者は時間面での効率性を実感できた (d) を選択している。

特に、大手銀行では、リモート手法を効果的に感じる傾向が強く、物理的移動や受け入れに伴う負担が軽減された (b) の回答は 9 割、時間面での効率性 (d) の回答は 6 割、提出すべき資料が事前に決まっていた点 (a) の回答は 4 割の回答者がそれぞれ選択している。

なお、「その他 (e)」には、リモート手法が効果的な点として、新型コロナウイルス感染のリスクを低減できた点 (大手銀行)、会場セッティング等の準備に対する事務・時間負担が軽減された点 (地域銀行)、より多くの行員をヒアリングに参加させることができたことや、ヒアリング中に行内データを調べることができた点 (地域銀行)、といった回答があった。

(2) 自由記述・回答

大手銀行からは、対面の際に必要であった物理的移動やその前後のアイドリングの時間を省くことができる (リモートであれば、その直前まで別な業務をしていることも可能) とともに、当日の紙ベースでの資料の印刷準備はそれなりに時間がかかっていたことから、リモート手法の導入によって、有意義な時間の使い方ができるようになったという意見があった。

地域銀行からは、会場等のセッティングが必要なく、負担軽減に繋がったという意見のほ

か、以前よりもより多くの行員をヒアリングに参加させることができた点や、ヒアリング中にも行内システムにアクセスすることができるため、その場でデータを確認するといったこともできた点を効果的とする意見があった。

3.1.11 問 1-11 オフサイト・ヒアリングの対面または非対面での実施について

【回答者全員が対象】	
オフサイト・ヒアリングでは、様々な方へのヒアリングが行われます。	
金融機関の役職毎（CxO・役員等、部長、次課長、主任・係長、係員）のヒアリングについて、対面/非対面いずれの実施が、より望ましいか、お考えに最も近いものをそれぞれ 1 つ選択してください。	
なお、選択した回答に関して、補足したいことがあれば、自由記述欄に記入してください。	
a	対面の実施が望ましい
b	どちらかといえば対面の実施が望ましい
c	どちらかといえば非対面の実施が望ましい
d	非対面の実施が望ましい
e	最近、あまり事例が無いため、わからない

(1) アンケート回答結果

本設問では、オフサイト・ヒアリングが対面または非対面のどちらで実施されることが望ましいか、金融機関の役職毎に調査した。

1) 回答者全体の分布

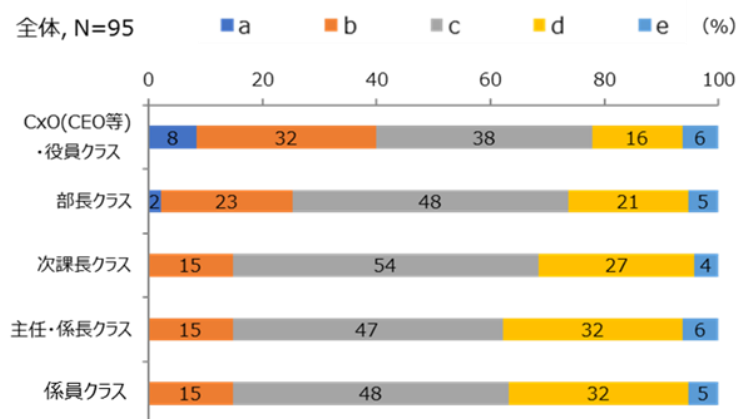


図 3.1-11 問 1-11 回答者全体の分布

2) オフサイト・ヒアリングをリモート手法で受けたか否かで集計

a 対面の実施が望ましい b どちらかといえば対面の実施が望ましい c 非対面の実施が望ましい
d どちらかといえば非対面の実施が望ましい e 最近、あまり事例が無いためわからない

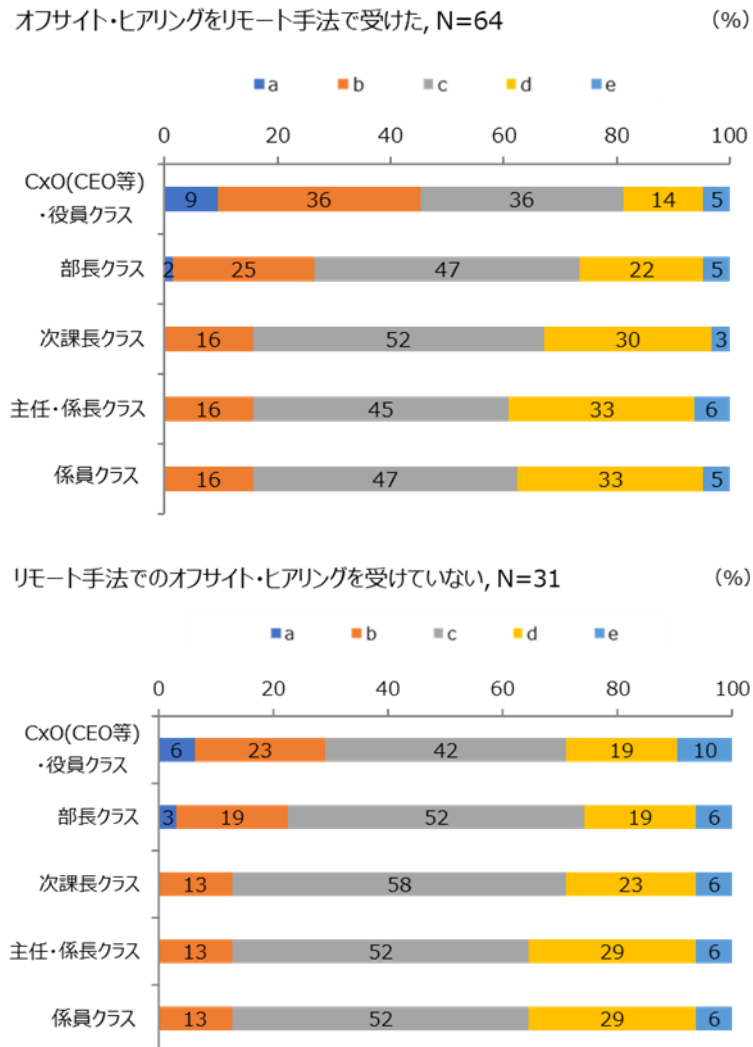


図 3.1-12 問 1-11 オフサイト・ヒアリングをリモート手法で受けたか否かでの集計結果

3) 金融機関の分類毎に集計

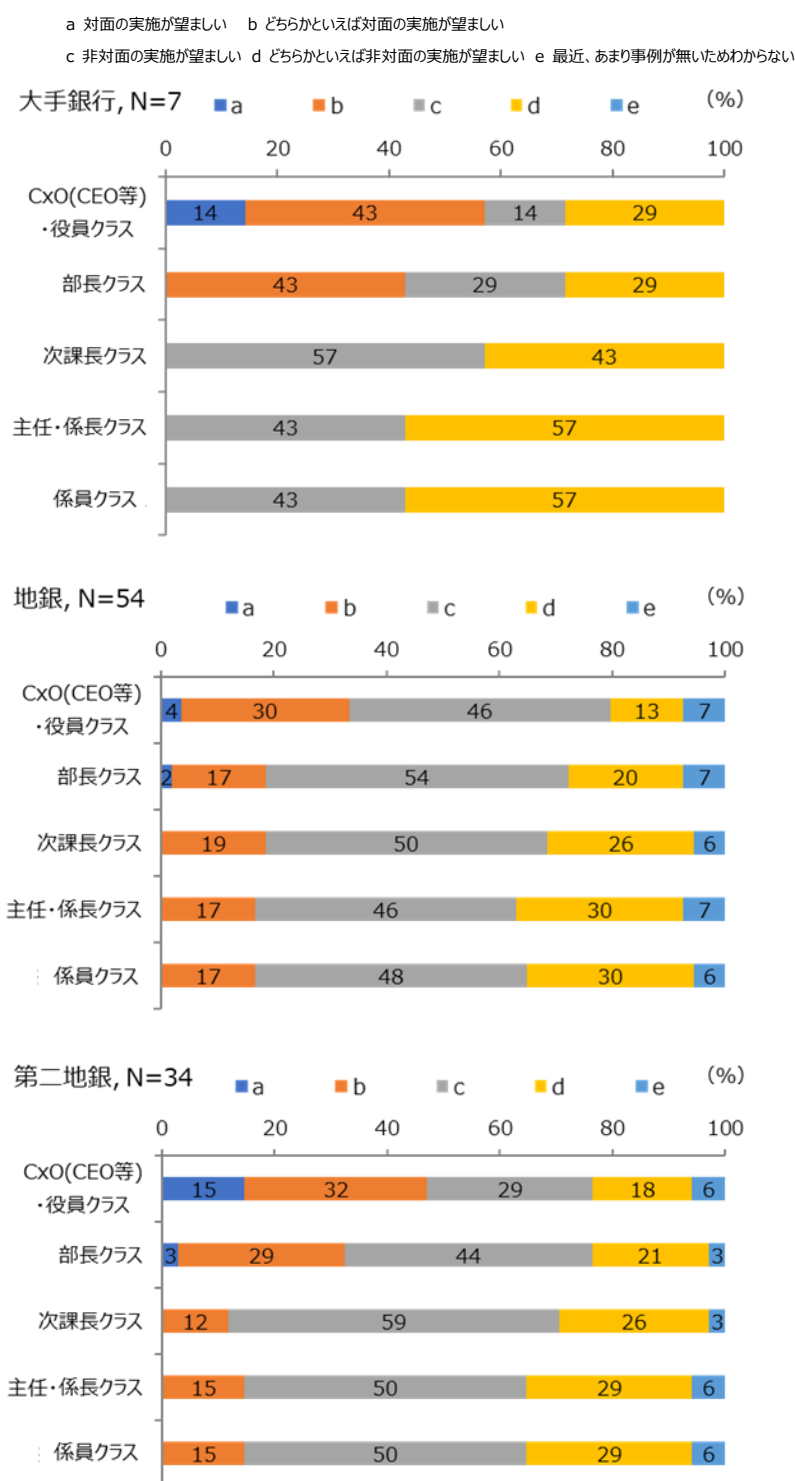


図 3.1-13 問 1-11 金融機関の区分毎の集計結果

全体としては、選択肢 (c)、(d) (非対面・どちらかといえば非対面) の回答が多い。なお、職位階層別に見ると、係員クラスについては、全体の 8 割が、非対面 (c)、もしくは、どちらかといえば非対面 (d) での実施が望ましいと回答しているのに対し、役員クラ

スについては、全体の4割が対面（a）、もしくは、どちらかといえば対面（b）での実施が望ましいと回答している。

オフサイト・ヒアリングをリモート手法で受けたか否かで回答結果を比較すると、部長クラス以上では、ヒアリングを受けたことのある金融機関の方が、受けていない金融機関よりも、対面を望む回答が多い。

金融機関の区分毎に比較すると、次課長クラス以下では、大手銀行は非対面を強く希望する傾向が見られた。

(2) 自由記述・インタビュー

問 1-6 の金融庁検査でのリモート手法の設問と同様の理由から、大手銀行、地域銀行ともに、効率性の観点から非対面が望ましいとする回答が多く確認された。

3.1.12 問 1-12 今後、リモート手法の活用を進めるにあたって考慮してほしい事項

【回答者全員が対象】	
金融行政方針にも記載がある通り、今後は、金融庁はモニタリングにおいて、リモート手法の活用をさらに進めていくことを検討しています。	
リモート手法でのモニタリングを進めるにあたり、金融庁に考慮してほしいことはありますか？	
当てはまるものをすべて選択してください（複数回答可）。	
a	リモート会議に用いるツール（Webex, Skype, Teams 等）を統一または指定してほしい
b	提示すべき資料や説明すべきトピックなど、モニタリングに必要な事前準備の内容を明確に説明してほしい
c	従来のような対面でのモニタリングと比べ、事前準備に時間がかかるため、十分な時間を確保してほしい
d	金融機関側からの質問や相談ができる時間の枠を確保してほしい
e	その他（内容を以下の欄に記入してください）
f	特になし

(1) アンケート回答結果

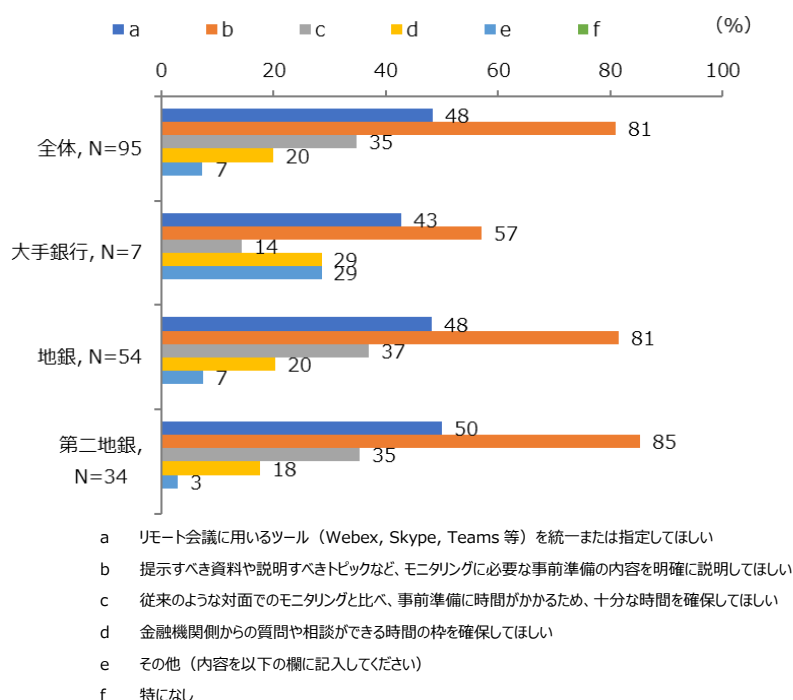


図 3.1-14 問 1-12

本設問では、今後、金融庁がモニタリングにリモート手法の活用をさらに進めるにあたり、金融機関が考慮してほしいと感じたことを調査した。

全体の 8 割が、提示すべき資料やヒアリングのトピックを事前に明示すること（b）を選択している。次いで、オンライン会議に用いるツールの指定（a）については全体の 5 割が、十分な時間の確保（c）は全体の 3 割が、金融機関からの質問や相談の時間確保（d）は全体の 2 割が選択している。

なお、「その他（e）」には、選択肢（a）に関して、特定のツールに限定すると、そのツールに不具合が生じた際に困るため、平時より複数ツールを使用することが望ましい（大手銀行）、オンライン会議に利用するツールは金融機関が選択できるようにしてほしい（地域銀行）といった使用するオンライン会議ツールに関する回答のほか、複数人でオンライン会議に参加している場合、発言者がわかりにくい時があるため、カメラを発言者に向けるといった配慮をしてほしい（地域銀行）といった、オンライン会議の工夫に関する回答があった。

(2) 自由記述・インタビュー

大手銀行からは、提示すべき資料やヒアリングのトピックを事前に明示すること（b）と金融機関からの質問や相談の時間確保（d）はリモート手法に限らず重要であり、これまでもよく配慮されていたと回答があった。また、リモート手法は電話会議やオンライン会議システム等、ツールも複数の選択が可能であり、それぞれの利点（電話会議は接続が安定していたり、オンライン会議システムは画面上で互いに顔が見えたり、資料の画面共有ができた）を踏まえて、ヒアリングの内容によって柔軟に使い分けがなされることが必要という意見や、電話会議等コミュニケーションが声のみとなる場合には、互いの意思がより伝わ

りにくくなることから、トピックや必要書類の事前の擦り合わせがより詳細に実施されるべきといった意見もあった。

地域銀行からは、オンライン会議のツールはネットやシステム環境によっては接続が安定しなかったり、ツールによってはセキュリティポリシーの関係で即座に導入が難しかったりする場合があるため、一つに指定するのではなく、複数から選択できるようにしてほしいという回答が複数あった。

3.1.13 問 1-13 リモート会議ツールの導入状況

【回答者全員が対象】	
コロナ禍を機会に、行内の業務をリモートワークに適した制度に変更を進めている金融機関も少なくないと思われます。金融庁モニタリングに限らず、顧客とのやり取り等、対外的なコミュニケーションをリモート手法で行うために、準備を進めたことはありますか？	
当てはまるものをすべて選択してください（複数回答可）。	
a	外部とのリモート会議が可能なツール（Webex, Skype, Teams 等）を複数の社内会議室に設置している（金融機関から招待ができる）
b	外部とのリモート会議が可能なツール（Webex, Skype, Teams 等）を職員個人の貸与 PC に導入している（金融機関から招待ができる）
c	外部からのリモート会議の招待を複数の社内会議室で受けられるようにしている
d	外部からのリモート会議の招待を職員個人の貸与 PC で受けられるようにしている
e	外部とのリモート会議において資料の画面共有ができるようにしている
f	その他（内容を以下の欄に記入してください）
g	外部とのリモート会議には対応できる状態にはなっていない

(1) アンケート回答結果

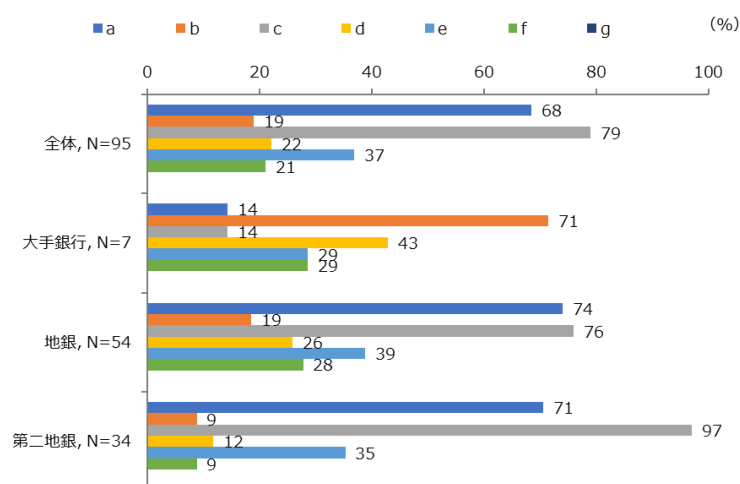


図 3.1-15 問 1-13

本設問では、金融機関が外部との打合せや面談を非対面で実施するためのリモート環境の整備状況について調査した。

大手銀行では、外部とのリモート会議が可能なツールを職員個人の貸与 PC に導入している (b) という回答が 7 割であった。

一方で、地域銀行では、外部とのリモート会議が可能なツールを社内会議室に設置している (a) という回答が 7 割であり、職員個人の貸与 PC に導入しているのは、地銀で 2 割、第二地銀で 1 割程度であった。

なお、全体では、オンライン会議システムの画面共有の機能を使用できる (e) 金融機関は 4 割と、半分以下の結果であった。

また、「その他 (e) 」には、行内環境から切り離れた端末を契約し、外部とのオンライン会議に対応している (大手銀行)、オンライン会議ツールを職員個人のスマートフォンや貸与スマートフォン等に導入している (大手銀行、地域銀行)、一部の貸与 PC に、オンライン会議ツールを導入している (地域銀行)、オンライン会議ツールを使用可能な端末を部署毎に導入している (地域銀行)、画面共有は、参加者間での同意、リーガルチェック、個人情報でないこと等の制約を設けた上で可としている (地域銀行)、銀行側がホストとなってオンライン会議を実施することはできないが、招待されれば受けることは可能な状況となっている (地域銀行)、複数の会議室に有線 LAN を用意し、通信状態が安定するようにした (地域銀行) といった回答があった。

(2) 自由記述・インタビュー

大手銀行では、行内環境から切り離れた端末を契約し、外部とのオンライン会議に対応できるようにしている金融機関や、オンライン会議ツールを職員個人のスマートフォンや貸与スマートフォン等に導入しているといった回答があった。

地域銀行では、オンライン会議ツールを導入している端末を部署毎に用意していると回答した金融機関が複数確認された。

なお、インタビューにおいて、リモート会議ができる端末を各行員に個別貸与していない金融機関に、今後の導入計画を確認したところ、情報流出等のリスクなど、行内のセキュリティポリシーの関係で、現時点で進めていると回答した金融機関はいなかった。また、同様に、既に個人の貸与 PC で可能となっている金融機関においても、使用可能なツールが限られている場合は多く、且つ、それを他のツールにまで広げるといった計画を具体的に進めている金融機関も確認できなかった。

3.2 設問 2：ポストコロナを見据えた金融機関との情報共有

リモート手法による場合の資料共有の負担感については、金融庁検査については、紙ベースの資料の PDF 化が負担との回答が全体の 6 割ある一方で、行内資料の電子化が進んでいるため負担が軽減されるとの回答も 4 割確認された。また、オフサイト・ヒアリングについては、行内資料の電子化が進んでいるため負担が軽減されるとする回答が全体の 4 割を占め、最多となった。

なお、ヒアリングがリモート手法で行われると、さらに負担が大きくなることが懸念される点として、大手銀行と地域銀行に共通して、電子メールでは一度に送付できるファイルの容量に制限があるため、大容量のファイルを送付する場合に、複数回に分けて送付する必要があるとの意見が多く確認された。

3.2.1 問 2-1 リモート手法での金融庁検査における資料共有についての負担感

【回答者全員が対象】

従来、対面で実施されていた金融庁検査においては、検査官が金融機関に訪問することを前提として、情報共有について、会場備置資料の準備を含め、資料コピー（紙ベース）での提出や原本の確認といった手法でも行われていました。今後、金融庁検査がリモート手法で実施される場合、すべての資料を電子ファイルで準備するといった、リモート手法を前提とした対応が必要となると想定されます。

従来の対面での金融庁検査の場合と比較して、金融庁との資料共有において、どのような点が負担となると考えますか？（既にリモート手法での金融庁検査を受けたことのある方は、実際に感じたことをご回答ください。）

当てはまるものをすべて選択してください（複数回答可）。

- | | |
|---|--|
| a | 面談を通じて追加の資料が必要となった際、従来、検査官による閲覧で済んでいた紙ベースの資料を、PDF 化等のファイル化をして提出しなければならない可能性があること |
| b | 従来、検査官に PC を操作してもらっていたような内容について、出力その他、別な手法による提出をしなければならない可能性があること |
| c | 対面での場合と比較して、あまり変化は感じないと思う |
| d | 行内資料の電子化等が進んでおり、追加の資料が必要となった場合でも印刷準備の必要がなくなる（画面共有の活用等）ため、むしろ、負担は軽減されると思う |
| e | その他（内容を以下の欄に記入してください） |

(1) アンケート回答結果

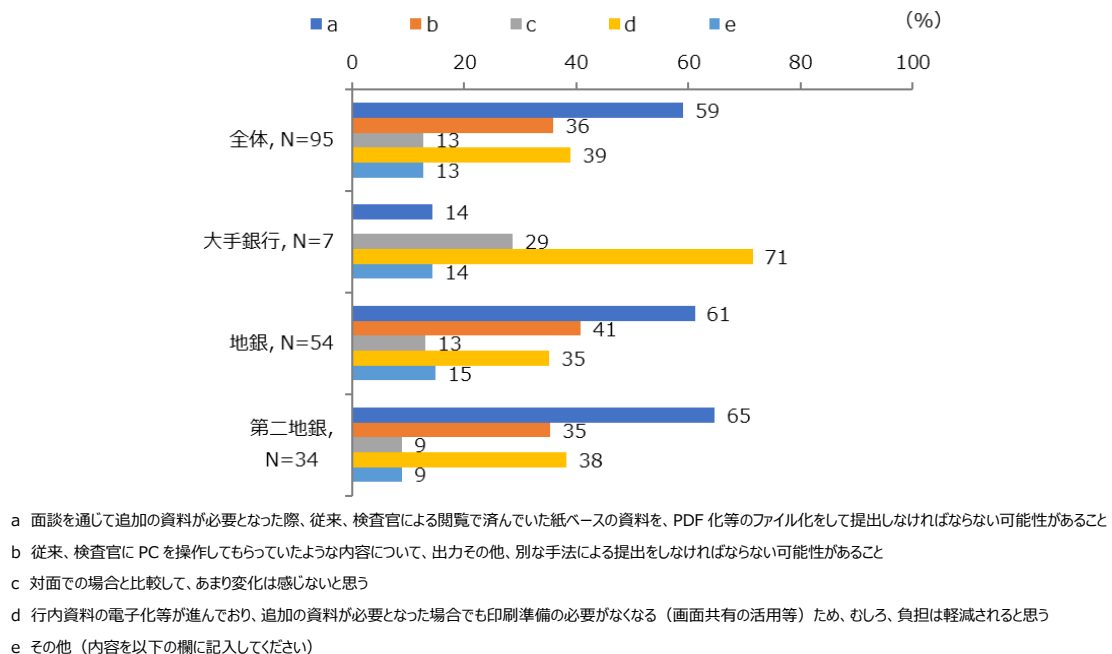


図 3.2-1 問 2-1

今後、金融庁検査がリモート手法で実施される場合、金融庁へ資料を共有する方法に関して、従来の対面による金融庁検査と比較して新たな対応が必要になるケースが想定される。本設問では、リモート手法を前提とした場合の資料共有において、金融機関が負担に感じる点を調査した。

大手銀行において、7割以上が負担は軽減される（d）と回答し、次いで3割があまり変化は感じないと思う（c）と回答している。なお、地域銀行と比べて、紙ベースの資料のPDF化（a）や検査官によるPC操作で確認してもらっていた内容を別な手法で提出しなければならない（b）点が負担になるとする回答が少ない理由は、ペーパーレス化が進んでいることや検査官がPC画面から直接閲覧するといった事例が、近年、あまり無いことが背景として確認された。

一方、地域銀行においては、6割以上が検査官の閲覧で済んでいた紙ベースの資料を電子ファイル化する必要がある（a）点と回答し、4割程度が検査官によるPC操作で確認してもらっていた内容を別な手法で提出しなければならない（b）点が負担になることが考えられると回答しており、大手銀行との傾向の違いが見られる。

なお、「e その他」の回答には、電子ファイル送付の際のパスワード設定や分割送付等の作業負担が大きい（大手銀行、地域銀行合わせて11行）といった意見があった。

(2) 自由記述・インタビュー

これまでも負担として感じていたことではあるが、ヒアリングがリモート手法で行われると、さらに負担が大きくなることが懸念される点として、大手銀行と地域銀行に共通して、電子メールでは一度に送付できるファイルの容量に制限があるため、大容量ファイルを送付する場合には複数回に分けて送付する必要がある点が負担であるという回答が多かった。

また、電子メールを複数回送付することに伴って、外部への送信時に必要な添付ファイルのパスワードの設定や行内の承認手続きが煩雑になるとして、大容量ファイルを授受するためのシステムの手当てを求める意見もあった。

一方、回答者へのヒアリングにおいては、取引先など外部から受領した資料には紙ベースの資料も一部存在するものの、実際に金融庁検査でそうした資料を提出しなければならないケースは少なく、PDF化等の負担はそこまで大きくない（大手銀行、地域銀行）との意見も多く確認された。

3.2.2 問 2-2 モニタリングのデジタル化が進む中での金融庁検査における資料の提出手法

【回答者全員が対象】	
今後、金融庁検査においてリモート手法の導入等、デジタル化が進む場合、金融庁検査で準備する資料について、どのような形で資料提出が行われることが、適していると考えますか？	
回答者の考えに最も近いものを1つ選んでください。	
a	必要な資料を電子ファイル化（PDF化等）し、電子メールや報告システムを利用して、または記録媒体（USB等）の郵送により提出
b	内容がデータ化されているもの（電子稟議書面等）はそのままの形式（明細データ形式等）で提出し、それ以外のデータ化されていない必要な資料は電子ファイル化（PDF化等）し、電子メールや報告システムを利用して、または記録媒体（USB等）の郵送により提出
c	必要な資料を電子ファイル化（PDF化等）し、電子メールや報告システムを利用して、または記録媒体（USB等）の郵送によって、提出するとともに、従来、紙ベースで用意していた資料については、引き続き、紙ベースで用意し郵送等によって提出
d	その他（内容を以下の欄に記入してください）

(1) アンケート回答結果

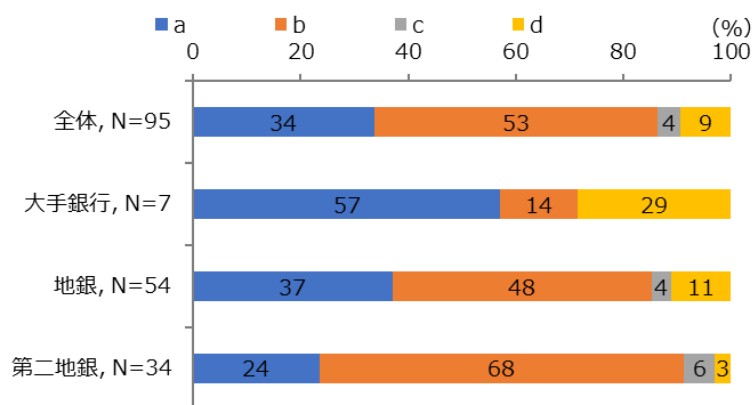


図 3.2-2 問 2-2

本設問では、リモート手法を前提とした場合に、金融庁検査で準備する資料の提出方法として、金融機関がどのような形を望んでいるか調査した。

大手銀行では、半数以上が資料を電子ファイル化（PDF化等）して提出すること（a）を

望んでいることがわかる。一方、地銀の5割と第二地銀の7割が、データ化されているものはそのままの形式（明細データ形式）で、それ以外のものは電子ファイル化（PDF化等）して提出すること（b）を望む傾向がある。また、大手銀行と地域銀行のいずれも、これまで紙ベースで用意していた資料は、引き続き紙ベースで提出する（c）という回答は非常に少ない。

なお、「d その他」の回答には、電子メールに代わるセキュアで効率的な報告手法（バーチャルデータルーム³等）の活用検討が必要である旨の記入があった。

(2) 自由記述・インタビュー

大手銀行で、必要な資料を電子ファイル化（PDF化等）して提出（a）を選択した回答者からは、既に行内資料の多くが電子ファイル化されており、提出の準備をするのに負担が少くないとの理由が確認された。

また、提出方法に関する意見として、今後、大容量の電子ファイルのやり取りが、従来以上に増えることが想定されるのであれば、バーチャルデータルーム等、電子メールよりもセキュアで大きなファイルのやり取りが可能な手法の検討もなされるべき、といった記述も複数確認された。

一方で、一部の金融機関からは、アドホックな報告等においても報告システムの使用が指定されると、それを使用する際の事前承認（ID/PWの使用に関する行内手続き等）が発生したり、それを使用するために専用端末にファイルを移動させたりと負担も大きくなるため、タイムリーに柔軟な対応ができるといった観点では、電子メールでの提出がやり易い（大手銀行、地域銀行）という意見も見られた。

また、セキュリティや管理負担等の観点から紙やUSB等の物理的な媒体の授受について否定的な意見が多いが、一部の地域銀行からは、顧客から提出された資料やシステムベンダーからの仕様書等、外部からは紙ベースで受領する資料もあり、そういった電子ファイル化することが負担となる資料については、紙による提出を認める等の金融庁の柔軟な対応を求める意見も見られた。

3.2.3 問 2-3 金融機関の資料提出に関する優先事項（問 2-2 の選択理由）

【回答者全員が対象】	
問 2-2 の回答について、その理由を教えてください。（複数回答可）	
a	資料を準備する上で、最も負担が少ないと考えたから
b	リモート手法でのコミュニケーション（意思疎通のし易さ・し難さ）を踏まえた場合、最も適した手法と考えたから
c	金融庁検査対応後の検査資料を保管する上で適した方法であると考えたから
d	その他（内容を以下の欄に記入してください）

³ バーチャルデータルーム（VDR）は、仮想的な空間（クラウド等）で電子ファイル等を保存や共有することができる。

(1) アンケート回答結果

1) 全体の結果

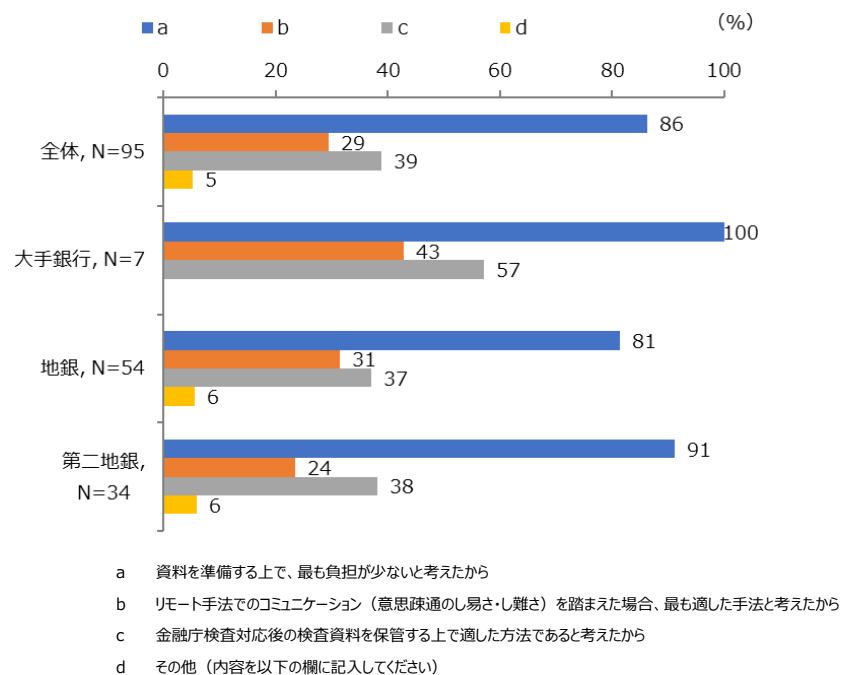


図 3.2-3 問 2-3 の選択肢（問 2-2 の回答理由）の分布

本設問では、問 2-2「モニタリングのデジタル化が進む中での資料の提出手法」の回答を選択した理由について調査した。

全体のうち 8 割の回答者が、資料を準備する上で、最も負担が少ないと考えたから（a）を選択しているため、負担が少なくなることへの期待が大きいことがわかる。また、次いで、資料の保管に適している（c）とリモート手法でのコミュニケーションに適している（b）を選択した回答者が各々 3 割前後存在した。

2) 問 2-2 の選択肢毎の結果

本設問では、前問（問 2-2）の選択肢毎に回答した資料の提出方法を望む理由について調査した。

前問（2-2）でどの回答を選択したかに関わらず、資料を準備する上で最も負担が少ないと感じたから（a）を選択した回答者が 8 割以上と最も多く、手段に関わらず、負担軽減に効果的かどうかといった視点の優先順位が高いことを汲み取ることができる。

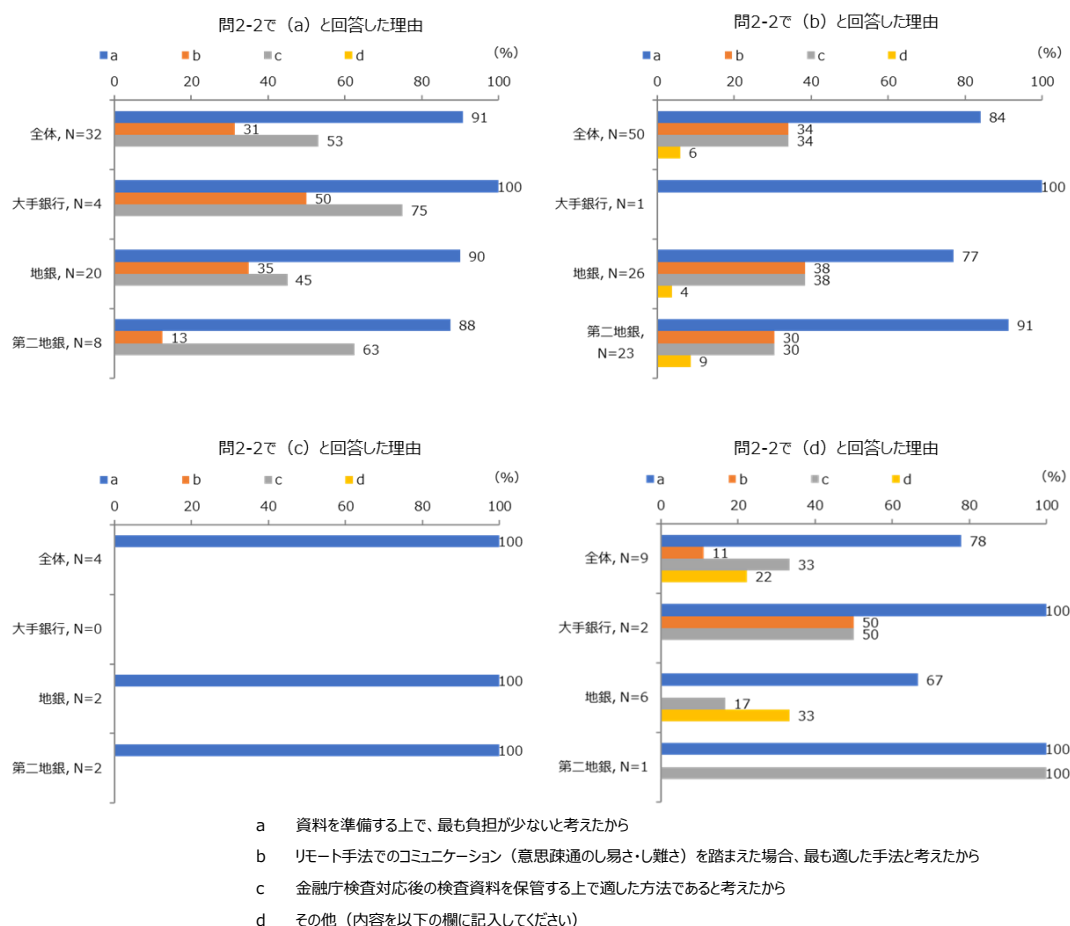


図 3.2-4 問 2-2 の (a) ～ (d) 各々を選択した理由

(2) 自由記述・インタビュー

紙や USB 等の記録媒体の郵送には現物の紛失リスクがある点を懸念する意見（地域銀行）や、制約の多い報告システムはタイムリーな報告には向かず、利用の幅が限られてくるのではないかと（大手銀行）といった懸念を示す意見が見られた。

3.2.4 問 2-4 リモート手法でのオフサイト・ヒアリングにおける資料共有についての負担感

【回答者全員が対象】

従来、オフサイト・ヒアリングにおいては、主に、金融庁・財務局への来庁、または、金融庁・財務局職員の訪問によって、実施されていました。

今後、オフサイト・ヒアリングがリモート手法で実施される場合、すべての資料を電子ファイルで準備するといった、リモート手法を前提とした対応が必要となると想定されます。

従来の対面での場合と比較して、金融庁との資料共有において、どのような点が負担となると考えますか？

（既にリモート手法でのヒアリングを受けたことのある方は、実際に感じたことをご回答ください。）

当てはまるものをすべて選択してください（複数回答可）。

- a 資料の事前準備に関して、印刷の作業が電子ファイル化への作業に変わること

b	従来、モニタリング担当者に社内システムの画面を見てもらって説明することも手法として選択肢がとれたが、出力 その他、別な手法による提出をしなければならない可能性があること
c	手持ち資料の印刷が電子ファイル化の作業に変わるだけなので、対面での場合と比較して、あまり変化は感じ ないと思う
d	行内資料の電子化等が進んでおり、ヒアリングを受ける際に、印刷準備等の必要がなくなるため（電子ファイル 化された既存資料の共有や、画面共有の活用等）、むしろ、負担は軽減されると思う
e	その他（内容を以下の欄に記入してください）

(1) アンケート回答結果

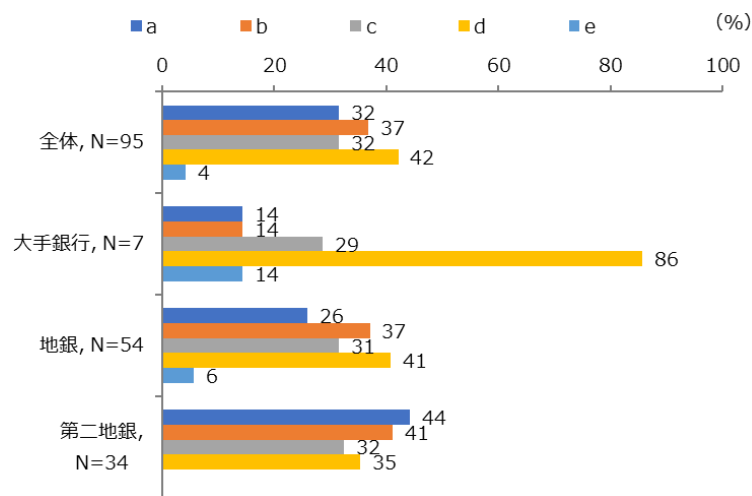


図 3.2-5 問 2-4

本設問では、金融庁のオフサイト・ヒアリングについて、リモート手法を前提とした場合の資料共有で金融機関が負担に感じる点を調査した。

大手銀行では8割以上が行内資料の電子化が進んでいるため負担は軽減される（d）と回答し、次いで3割があまり変化は感じない（c）と回答している。

また、地域銀行においても3割以上が負担は軽減される（d）と回答している一方で、資料を電子ファイル化する点（a）やモニタリング担当者に行内システムの画面を見てもらって説明していたものを、別な手法で提出しなければならない点（b）について、負担に感じている金融機関が同程度存在することが確認される。

3.2.5 問 2-5 オフサイトにおける将来的な資料提出フォーマット

【回答者全員が対象】

金融業界全体のデジタル化が進む中で、規制報告においてもデジタル化に適した様式に変わることが考えられます。オフサイトでの報告について、現在は、金融庁より指示のあった計表フォーマットを用いて行われることが大部分を占めますが、今後、デジタル化が進む場合においては、報告データを、表形式のデータフォーマットで作成するやり方もあると考えられます。

今後、どのような報告様式によって行われることが望ましいと考えますか？

お考えに最も近いものを1つ選択ください。なお、補足したいことがあれば、自由記述欄に記入をお願いします。

- | | |
|---|--|
| a | 大部分の情報が、従来のような計表フォーマットではなく、表形式のデータフォーマットでの提出に変わることが望ましい |
| b | 大部分は現在のような指定された計表フォーマットでの提出が望ましいが、一部は表形式のデータの様式での提出に変わることが望ましい |
| c | 現在のように指定された計表フォーマットでの提出が望ましい |

(1) アンケート回答結果

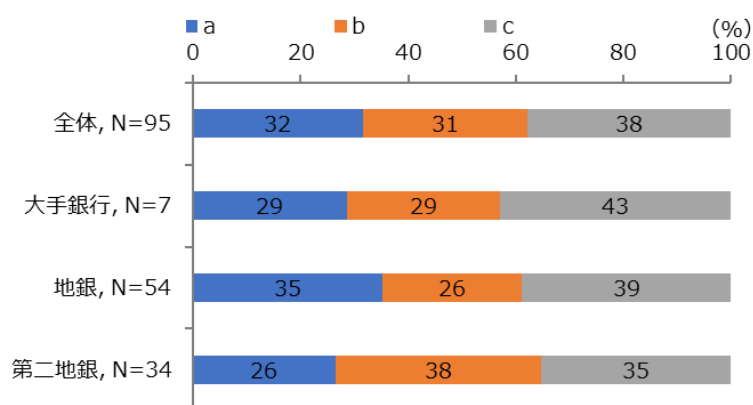


図 3.2-6 問 2-5

本設問では、金融機関が将来的にどのような報告様式を望んでいるかを調査した。表形式のデータフォーマットを望む、計表フォーマットを望む、それらの組み合わせを望むという3つの選択肢があるが、いずれも3~4割と同程度の回答割合であった。なお、金融機関の区分による傾向に違いは見られない。

(2) 自由記述・インタビュー

自由記述欄には、計表フォーマットへの入力負担はなく、表形式のデータフォーマットに変更する利点は感じない（地域銀行）、フォーマットの変更にはコストの問題から既存のものは極力変えてほしくない（地域銀行）という回答のほか、最終的には銀行の作業負担が軽減される報告様式を望む（地域銀行）といった回答があった。

3.2.6 問 2-6 報告様式について表形式のデータフォーマット導入に肯定的な理由

【表形式の報告様式導入に肯定的な回答があった 59 行（問 2-5 で a または b を選択）が対象】	
報告様式が現在の計表フォーマットから表形式のデータフォーマットに変わることが望ましいと考える理由は何ですか？当てはまるものをすべて選択してください（複数回答可）。	
a	データを計表フォーマットに入力する負担の軽減が期待されるから
b	報告様式変更の際の負担軽減が期待されるから
c	金融庁以外の機関（日銀、業界団体、その他）に向けた報告・情報共有の際に、金融庁向けに作成したデータファイルの流用性が高くなるから
d	報告内容の保存方法での自由度が上がるから（Excel ファイルでの保存に縛られないから）
e	提出する資料の明細データ化が進み、金融庁が分析する際の自由度や幅が広がることで、問合せの負担軽減やより良いフィードバックに繋がると期待されるから
f	その他（内容を以下の欄に記入してください）

(1) アンケート回答結果

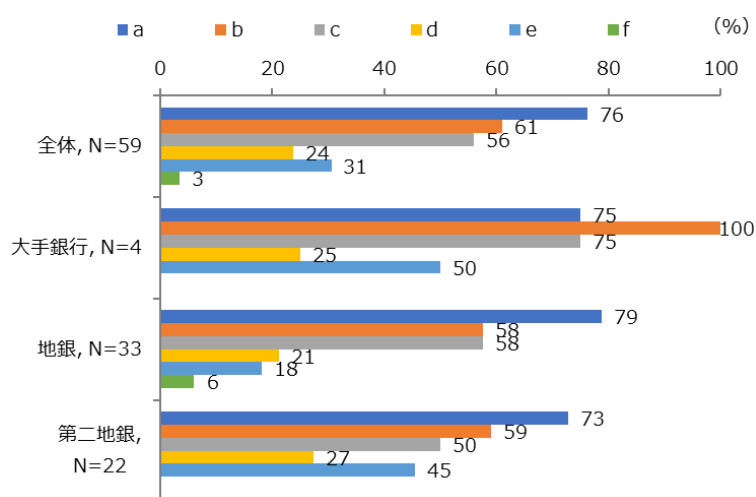


図 3.2-7 問 2-6

本設問では、前問（問 2-5）で表形式のデータフォーマットを望む、または表形式のデータフォーマットと計表フォーマットとの組み合わせを望むと回答した理由を調査した。

大手銀行では、全行が計表フォーマットの様式変更時の作業負担軽減（b）を選択しており、次いで計表フォーマットへの入力負担軽減（a）や金融庁以外の機関へ報告する際のデータ流用性の高さ（c）を選択する回答者が多く見られた。

地域銀行では、計表フォーマットへの入力負担軽減（a）を選択した回答者が最も多く、次いで様式変更時の作業負担軽減（b）とデータ流用性（c）を選択している。一方で、報告内容の保存方法の自由度が上がる（d）と答えた金融機関は、大手銀行と地域銀行のいずれも 3 割に満たず、報告様式について、資料保管の観点を重要視している金融機関は少なかった。

なお、「f その他」には、表形式のデータフォーマットはデータの一元管理に向いている（地域銀行）との意見や、時系列で計数を見返し易い（地域銀行）との意見があった。

(2) 自由記述・インタビュー

大手銀行からは、金融庁と日銀で類似した計表フォーマットによる提出を求められるものの、細部に違い（集計対象の基準や単位、小数点以下の取扱い等）があることから、表形式のデータフォーマットを望むとする意見があった。

地域銀行からは、計表フォーマットと比較して表形式のデータフォーマットの方が時系列での経年変化をより長く確認することができる点や、それによって異常値等を発見しやすい点、データ提出における作業や管理の負担が少ない点がメリットとしてあげられた。

3.2.7 問 2-7 報告様式について引き続き計表フォーマットの使用が望ましいとする理由

【従来同様、計表フォーマットの使用に肯定的な回答があった 65 行（問 2-5 で b または c を選択）が対象】 報告様式において、現在のように計表フォーマットの指定があることが望ましいと考える理由は何ですか？ 回答者の考えに当てはまるものを選択してください（複数選択可）。	
a	リモート手法等の導入が進むことを考えると、コミュニケーションの質を維持する上で、フォーマットにも共通認識があることが重要と考えるから
b	計表フォーマットへの入力はそれ程負担ではなく、表形式のデータフォーマットに変わることでの負担軽減その他のメリットはあまり感じないから
c	表形式のデータフォーマットだと内容に誤りが無いか確認が困難であり、金融庁からの指定が無くとも、確認のために自行でフォーマットを用意する必要があると考えるから
d	その他（内容を以下の欄に記入してください）

(1) アンケート回答結果

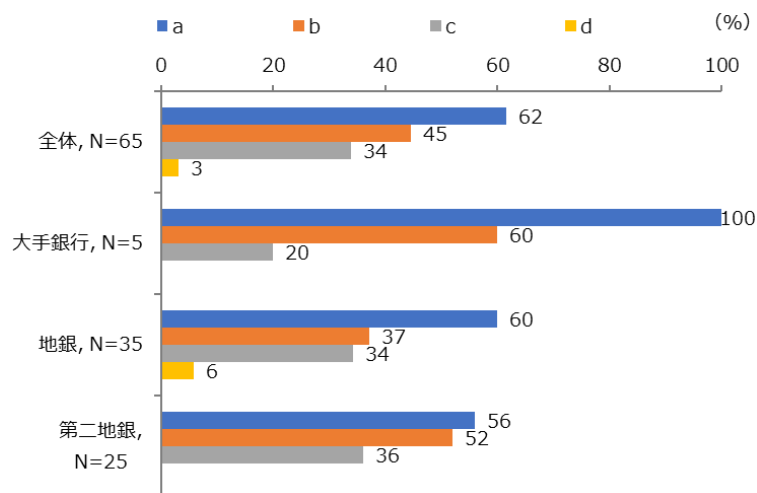


図 3.2-8 問 2-7

本設問では、問 2-5 で今後も計表フォーマットを望む、または計表フォーマットと表形式のデータフォーマットとの組み合わせを望むと回答した理由を調査した。

回答者の 6 割がコミュニケーションの質を維持するためにフォーマットについて共通認識が必要である (a) と回答しており、次いで計表フォーマットへの入力負担をそれ程感じ

ておらず、表形式のデータフォーマットへ変更するメリットを感じない (b) という回答が多かった。なお、金融機関の区分による傾向に違いは見られない。

なお、「d その他」には、既に現在の計表フォーマットの様式に合わせた報告体制を構築している（地域銀行）という意見が見られた。

(2) 自由記述・インタビュー

前々問（問 2-5）で、計表フォーマットを使用することが望ましい (c) を選択した回答者からは、既に計表フォーマットでの報告を前提とした準備体制を行内で構築していることや、表形式のデータフォーマットは計表フォーマットに比べ、多くのデータを記載することができることから、対象となるデータ範囲（期間や項目）が広がる場合には、その集計や出力に関するシステム対応が必要となる等、データ取得の負担が大きくなることを懸念する回答が、大手銀行と地域銀行に共通して見られた。

また、地域銀行においては、計表フォーマットを作成することで、行内において経営管理に関する情報の理解が進むだけでなく、表形式のデータフォーマットに比べ資料の検証作業も容易であるという意見も多く確認された。

3.2.8 問 2-8 金融庁による第三者機関を通した情報収集

【回答者全員が対象】	
金融機関は、金融庁以外にも、日銀や業界団体等、様々な機関（以下、「第三者機関」という。）に対して情報を提供しています。	
金融庁がモニタリングに必要な情報をアドホックに取得する際に、金融機関の負担を軽減するため、このような第三者機関を通じて情報を取得することが考えられますが、この点について、どのように考えますか？	
当てはまるものをすべて選択してください（複数回答可）。	
a	アドホックに求められた情報が既に第三者機関に共有したものであれば、第三者機関から取得して構わない（または、取得してほしい）
b	定量的なデータに関しては第三者機関を通じて取得しても構わないが、定性的な情報については、金融庁と直接、やり取りができることが望ましい
c	定性的なデータに関しては第三者機関を通じて取得しても構わないが、定量的な情報については、金融庁と直接、やり取りができることが望ましい
d	金融庁に提出する情報に誤りがあるのはならないので、既に第三者機関に共有した情報であっても、金融庁と直接、やり取りができることが望ましい
e	その他（内容を以下の欄に記入してください）

(1) アンケート回答結果

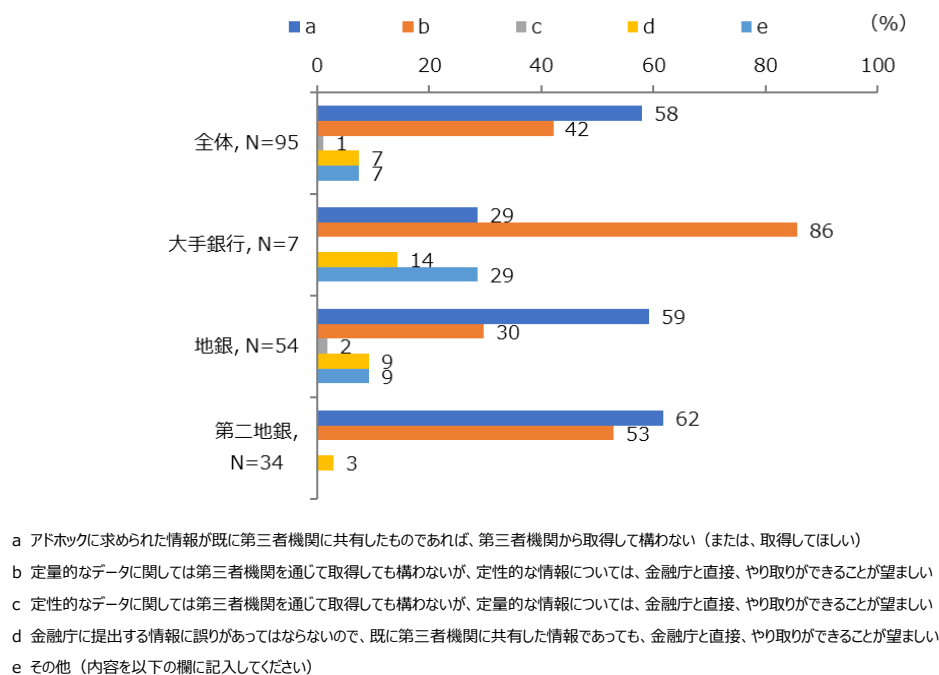


図 3.2-9 問 2-8

本設問では、金融庁がモニタリングに必要な情報をアドホックに取得する際に、日銀や業界団体等の第三者機関を通じて情報を取得することに対して、金融機関がどのように考えるかを調査した。

大手銀行では、定量的なデータは第三者機関を通して取得しても構わない（b）を選択した回答者は8割以上であるものの、定性的な情報もその対象とする金融機関（c）は1割未満であった。

一方で、地域銀行においては、アドホックな情報で既に第三者機関に共有した情報であれば第三者機関を通して取得して構わない（a）と回答した金融機関が6割と多く、定量的なデータは第三者を通して構わないが、定性的な情報は直接やり取りがしたい（b）については地銀で3割、第二地銀で5割と大手銀行（9割弱）ほど多くはなかった。

なお、「e その他」には、複数の報告先で共有するのではなく、報告先自体が一元化されることが望ましい（大手銀行）、金融庁・日銀だけではなく、業界団体等を含めた情報共有を進めるとさらに負担軽減に繋がる（大手銀行）、第三者からの共有状況を銀行が把握できるよう希望する（地域銀行）、第三者を通じた情報取得は検査・モニタリングに馴染まないと思う（地域銀行）という意見があった。

(2) 自由記述・インタビュー

大手銀行では、金融庁や第三者機関がどのような情報を取得しているかについて、金融機関が把握できなくなり、照会対応等において混乱が生じる点を懸念し、報告先の一元化や報告内容の統一、共有する資料に関する事前の合意を求める回答が多く見られた。

地域銀行では、重複報告の負担削減を理由に情報共有へ肯定的な回答は多いものの、大手銀行と同様、共有されている資料が金融機関で把握できるような仕組みが作られることが

望ましいといった回答もあった。

3.3 設問3：金融庁検査・モニタリングと日銀考査・モニタリングにおける重複感

金融庁検査・モニタリングと日銀考査・モニタリングにおける重複感については、半数を超える金融機関が、「経営戦略・ビジネスモデルの理解」、「リスク管理方針の理解」、「決算関連」、「信用リスク関連」、「市場リスク関連」、「流動性リスク関連」、「貸出・預金末残関連」について、重複感を訴えている。金融機関区分別にみると、特に大手銀行において項目間の差が大きくなっており、例えば、「経営戦略・ビジネスモデルの理解」については、9割近くが重複感を訴える一方、「顧客本位の業務運営」については重複感を訴える金融機関は1割に留まっている。

なお、大手銀行、地域銀行ともに、同じような内容の資料提出を求められたり、ヒアリングを受けたりと重複感があるため改善してほしいという意見がある一方で、金融庁と日銀各々の役割や目的が異なり、モニタリングにおいてもそれぞれ趣旨の違いを理解している、または、実施時期の違い等から、定期報告資料の一部を除き、完全に内容が重複することは多くないため、重複による負担は問題ないといった意見も確認された。

また、地域銀行からは、現在、共通の計表フォーマットによる報告を金融庁および日銀双方から求められているが、提出をどちらかにしてほしい、アドホック（足もとではコロナ対応など）な報告での重複が多いなどの意見が出されたほか、金融庁と日銀から報告が求められている計数の定義が異なるものがあるため、それぞれ集計する必要があるなどといった具体的な指摘を上げる回答も見られた。

金融庁検査・モニタリングと日銀考査・モニタリングにおける重複感の近年の推移については、全体の1割が、重複感が増したと回答した一方で、重複感は横ばいで推移しているといった回答が、全体の5割以上を占めた。金融機関区分別にみると、大手銀行では、金融庁・日銀双方において範囲・負荷が拡大したことで重複感が増したという回答が4割と最も大きい割合を占めた。

一方で、重複感は近年縮小しているという回答が全体の2割超、第二地銀では3割を占めており、その理由として、金融庁・日銀が計表フォーマットの共通化等を進めており、重複感の縮小に向けた取組みやそれに対する配慮を感じられているといった回答が得られた。

また、重複感解消の方向性については、自由記載において、金融庁と日銀から定期報告を求められている計数のうち定義が異なるものの統一化や、報告様式の共通化といった具体的な意見が寄せられている。

3.3.1 問 3-1 モニタリングにおいて重複を感じている項目

【回答者全員が対象】	
下記に示す金融庁検査・モニタリングの主要項目のうち、特にどういった項目で日銀検査・モニタリングとの重複を感じますか？	
a	経営戦略・ビジネスモデルの理解
b	リスク管理方針の理解
c	決算関連
d	信用リスク関連
e	市場リスク関連
f	流動性リスク関連
g	レバレッジ比率関連
h	貸出・預金末残関連
i	顧客本位の業務運営
j	AML
k	IT ガバナンス・サイバーセキュリティ対策等
l	金融仲介機能の発揮

(1) アンケート回答結果

本設問では、金融庁検査・モニタリングと日銀検査・モニタリングにおいて、金融機関が現在感じている重複感について項目別に調査した。

金融庁検査・モニタリングと日銀検査・モニタリングにおける重複感については、全体では特に「経営戦略・ビジネスモデルの理解」、「リスク管理方針の理解」、「決算関連」、「信用リスク関連」、「市場リスク関連」、「貸出・預金末残関連」の項目について、過半数の金融機関が重複感を訴えている。金融機関区分別にみると、特に大手銀行においては、上記の項目に加えて「AML」、「IT ガバナンス・サイバーセキュリティ対策等」、「金融仲介機能の発揮」の項目も半数を超える金融機関が重複感を訴えている一方で、「顧客本位の業務運営」については、大半（7割）が重複を感じていない結果となっている。

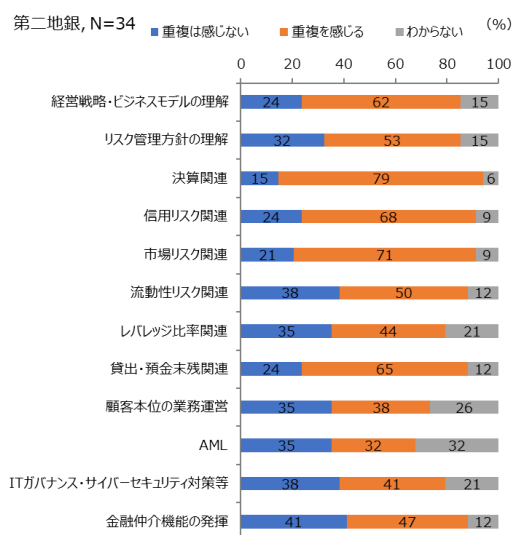
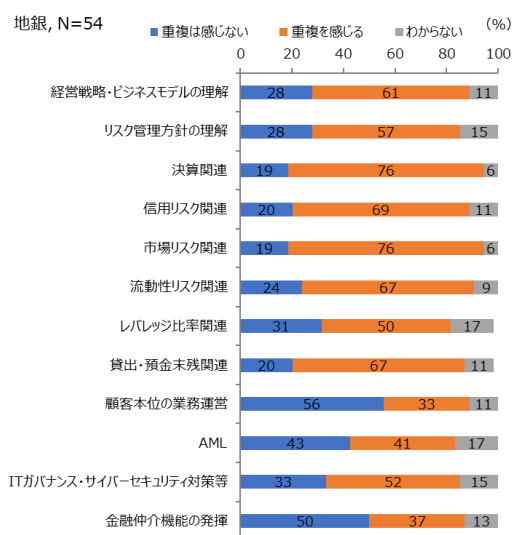
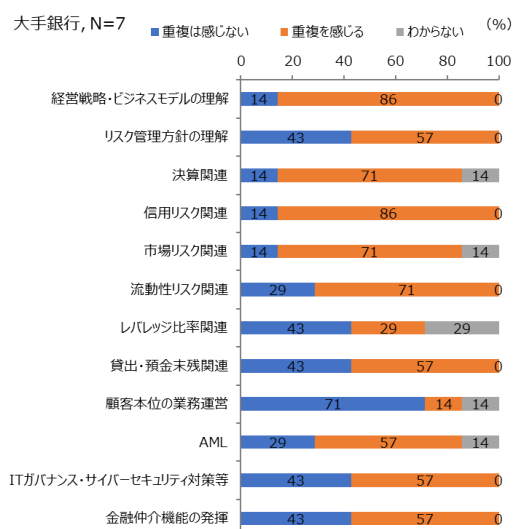
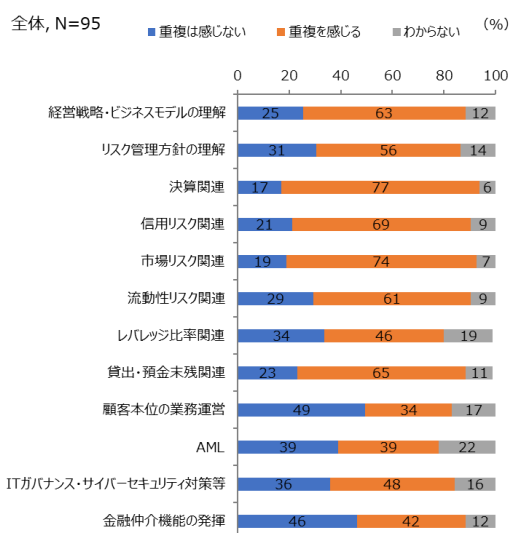


図 3.3-1 問 3-1 金融機関区分別

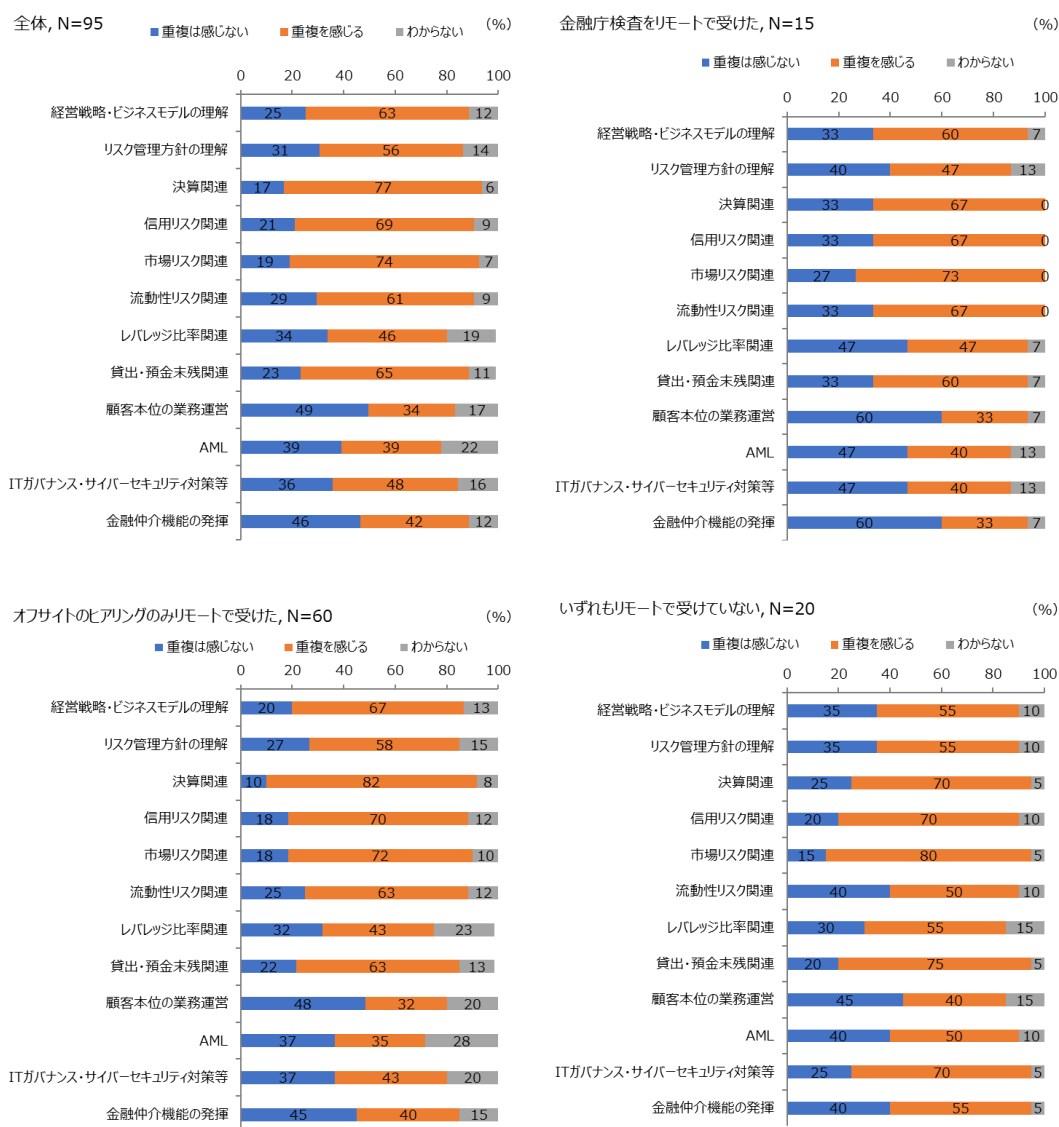


図 3.3-2 問 3-1 金融庁検査・オフサイトのヒアリングのリモートでの実施状況別

(2) 自由記述・インタビュー

大手銀行、地域銀行ともに、同じような内容の資料提出を求められたり、ヒアリングを受けたりと重複感があるため改善してほしいという意見がある一方で、金融庁と日銀各々の役割や目的が異なり、モニタリングにおいてもそれぞれ趣旨の違いを理解している、または、実施時期の違い等から、定期報告資料の一部を除き、完全に内容が重複することは多くないため問題ないといった意見も確認された。

一方で、重複を感じると回答した地域銀行からは、現在、共通の計表フォーマットによる報告を金融庁および日銀双方から求められているが、提出をどちらかにしてほしい、アドホック(足もとではコロナ対応など)な報告において重複が多いなどの意見が出されたほか、金融庁と日銀から報告を求められている計数の定義が異なるものがあるため、それぞれ集計する必要があるなどといった具体的な指摘を上げる回答も見られた。

3.3.2 問 3-2 近年における重複感の変化

【回答者全員が対象】	
金融庁検査・モニタリングと日銀検査・モニタリングにおける重複感は、近年どう変化していると感じますか？お考えに最も近いものを1つ選択ください。	
a	金融庁・日銀双方において範囲・負荷が拡大したことで重複感が増した
b	主に金融庁検査・モニタリングの範囲・負荷が拡大したことで重複感が増した
c	主に日銀検査・モニタリングの範囲・負荷が拡大したことで重複感が増した
d	重複感はこちら数年間横ばい
e	重複感は近年縮小している
f	そもそも重複感を感じていない
g	その他（内容を以下の欄に記入してください）

(1) アンケート回答結果

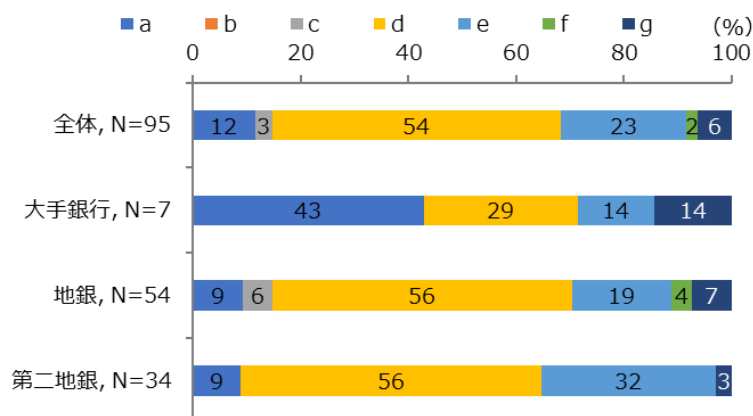


図 3.3-3 問 3-2 金融庁検査・モニタリングと日銀検査・モニタリングにおける重複感の推移

本設問では、金融庁検査・モニタリングと日銀検査・モニタリングにおいて、その重複感は近年どのように変化しているかについて調査した。

金融庁検査・モニタリングと日銀検査・モニタリングにおける重複感の推移は金融機関の区分によって顕著に回答が変わる結果となった。具体的には、大手銀行は「金融庁、日銀双方の負荷が増えたことで重複感が増した」との回答が最も多かった一方、地銀では「重複感はこちら数年間横ばい」が最も多く、さらに第二地銀では「重複感は近年縮小している」と回答する金融機関も3割強に上った。

(2) 自由記述・インタビュー

本設問への自由記述はそれほど多く見られなかったが、一部地銀においてはコロナ禍で業務が混乱する中、重複した資料を緊急で提出する必要があった点が負荷となっていたという回答が見られた。

また、インタビューにおいて、近年縮小している（e）を選択した回答者（大手銀行、地域銀行）からは、金融庁・日銀が計表フォーマットの共通化等を進めており、重複感の縮小に向けた取組みやそれに対する配慮を感じられているといった回答が得られた。

3.3.3 問 3-3 重複感解消の方向性

【回答者全員が対象】	
金融庁検査・モニタリングと日銀検査・モニタリングにおける重複感の解消のため、下記に示す項目について、どちらが中心となって聴取することを期待しますか？	
a	経営戦略・ビジネスモデルの理解
b	リスク管理方針の理解
c	決算関連
d	信用リスク関連
e	市場リスク関連
f	流動性リスク関連
g	レバレッジ比率関連
h	貸出・預金未残関連
i	顧客本位の業務運営
j	AML
k	IT ガバナンス・サイバーセキュリティ対策等
l	金融仲介機能の発揮

(1) アンケート回答結果

本設問では、金融庁検査・モニタリングと日銀検査・モニタリングにおいて、その重複感の解消のため、金融庁と日銀、どちらが中心となって聴取することが金融機関として望ましいと考えるかを項目別に調査した。

金融庁検査・モニタリングと日銀検査・モニタリングの関係については、全体では「日銀が中心となって聴取してほしい」とする回答が少ない中、「このままの運用でよい」という回答と「金融庁が中心となって聴取してほしい」という回答が拮抗する結果となった。なお、「市場リスク関連」、「流動性リスク関連」、「レバレッジ比率関連」の項目では、1割を超える金融機関が「日銀が中心となって聴取」を選択している。

また、金融庁検査をリモートで受けたグループにおいてのみ顕著に「このままの運用でよい」という回答が多かった。

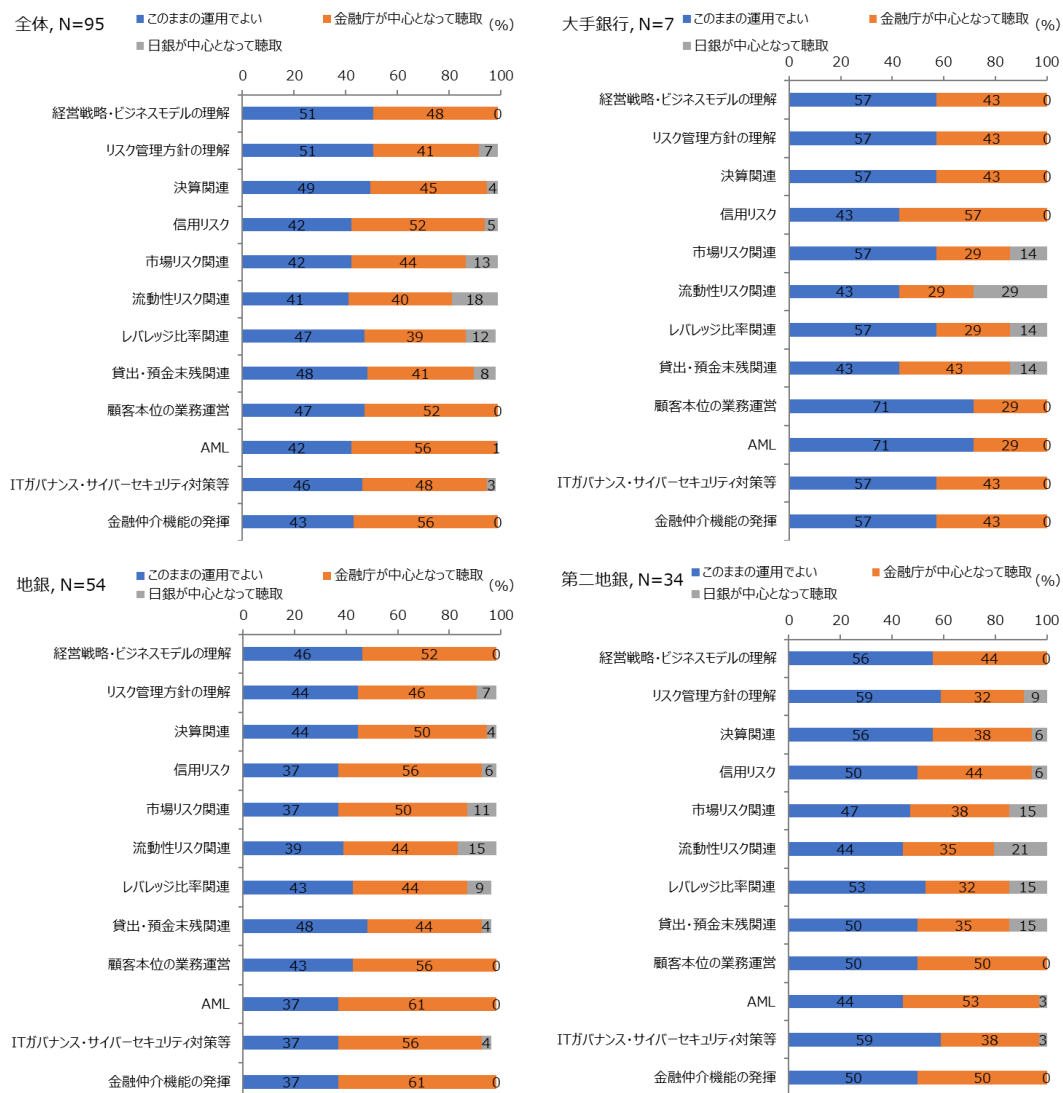


図 3.3-4 問 3-3 金融機関区分別

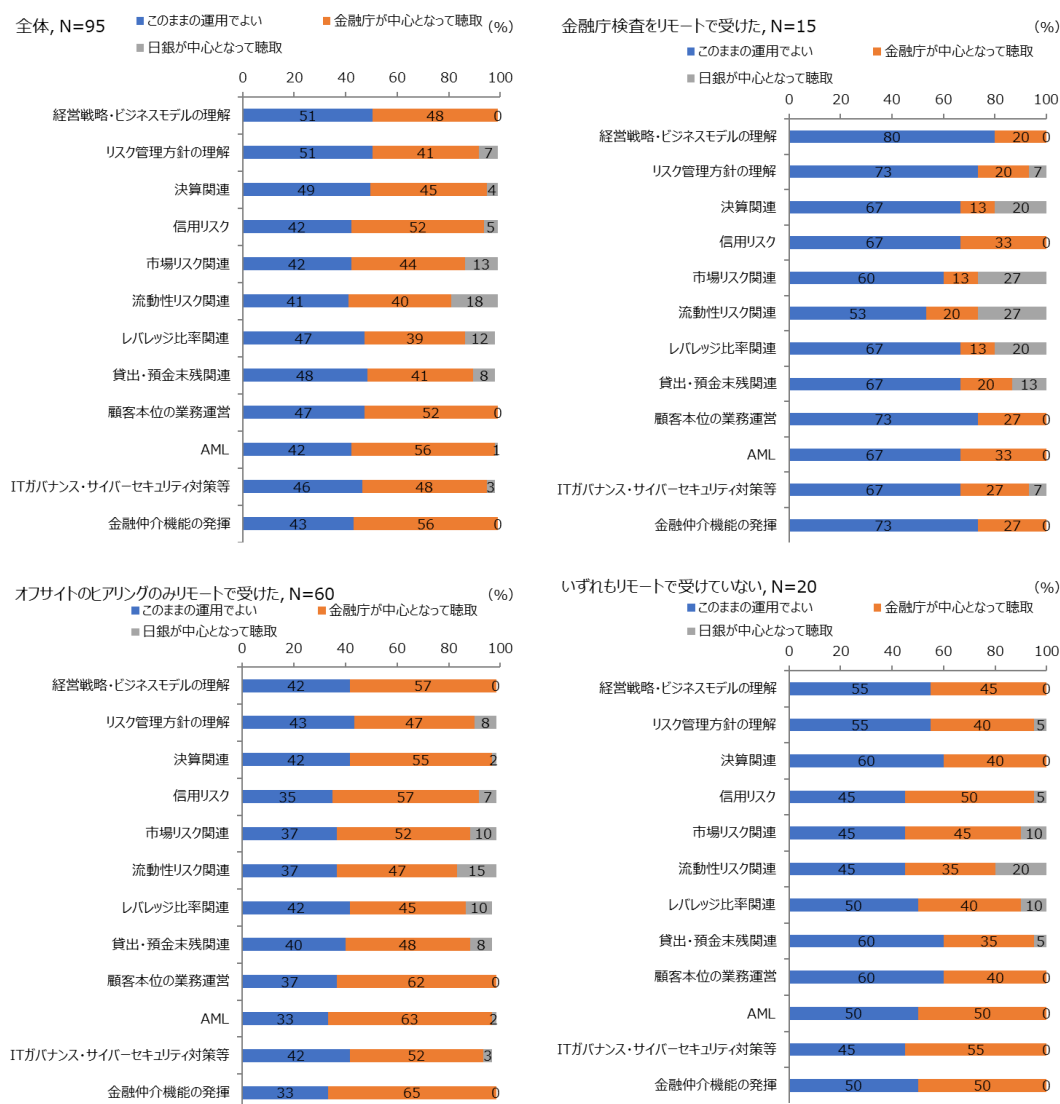


図 3.3-5 問 3-3 金融庁検査・オフサイトのヒアリングのリモートでの実施状況別

(2) 自由記述・インタビュー

「金融庁が中心となって聴取」を選択した回答者からは、金融庁・財務局とは恒常的にやり取りがあることから、自行の状況をよく理解してくれていると感じる（地域銀行）、金融庁の方が業界全体への理解が深いと感じる（地域銀行）という回答が複数確認された。

「日銀が中心となって聴取」を選択した回答者からは、流動性リスクに関する事項等、金融庁よりもスペシャリティを持つ部分があり、深い知見が参考となる場合も多い（地域銀行）といった回答も確認された。

また、「このままの運用でよい」を選択した回答者からは、一部、提出資料等やヒアリング内容に重複は感じるものの、その目的や時点の違いから、内容が完全に重複するということとは殆どない（地域銀行）といった意見のほか、重複が解消されることが重要であり、金融庁、日銀のどちらが中心という希望はない（地域銀行）といった回答や、同様に、負担が最小限となればやり方は問わない（大手銀行、地域銀行）といったような実利的な回答をする金融機関も見られた。

また、重複感解消の方向性については、自由記載において、金融庁と日銀から定期報告を求められている計数のうち定義が異なるものの統一化や、報告様式の共通化といった意見（大手銀行、地域銀行合わせて 11 行）が寄せられている。

3.3.4 問 3-4 金融庁・日銀間での情報共有

【回答者全員が対象】	
金融庁は日銀とともに、重複感の解消に向けて、検査・考査結果や資料・データ等の情報を共有することを検討しています。この点についてどう考えますか？お考えに最も近いものを 1 つ選択ください。	
a	包括的に情報の共有を進めて構わない
b	基本的には賛成だが、金融機関側が互いに共有してほしくない項目を事前に設定できるようにしてもらいたい（オプトアウト方式）
c	金融機関側が許可した情報以外は共有してほしくない（オプトイン方式）
d	原則、情報の共有はしてほしくない
e	その他（内容を以下の欄に記入してください）

(1) アンケート回答結果

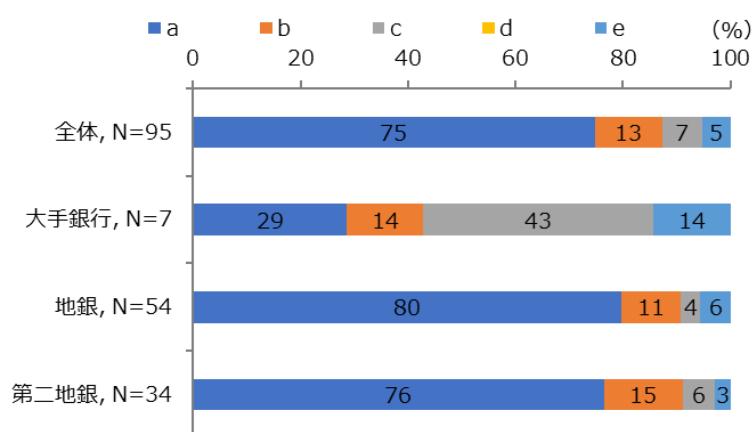


図 3.3-6 問 3-4 金融庁と日銀間でのデータ共有の方向性

本設問では、金融庁と日銀が金融機関から取得した情報を共有するにあたり、それがどのような範囲で行われることが望ましいかを調査した。

データ共有の方向性は銀行規模によって顕著に回答が変わる結果となった。大手銀行では、金融機関側が許可した情報以外は共有してほしくない（オプトイン方式）との回答が最も多かった一方、地域銀行では、包括的に情報の共有を進めて構わないが最も多かった。

(2) 自由記述・インタビュー

大手銀行では、情報共有を行うことで金融庁や日銀から重複した質問や照会が来ることを避けたい、日銀が取得する必要が乏しい情報は日銀に対して公開したくない、などといった回答が見られた。

一方、地域銀行では、包括的に情報の共有を進めて構わないとする回答が最も多かったが、その後、質問や問合せがある可能性を想定すると、その際にスムーズな対応に移れないことが懸念されるため、どの情報が共有されたかについては知らせてほしいという回答が多かった。

3.4 設問 4：金融機関、金融庁、日銀間での情報共有

前述（問 3-4）での調査から、金融庁と日銀の情報共有については、「原則、情報の共有はしてほしくない」と回答した先はなく、全体の 7 割が「包括的に情報の共有を進めて構わない」と回答し、全体の 2 割は、共有する情報の範囲は、金融機関の意向を踏まえて決めることを望んでいることがわかった。

さらに、将来的な金融機関から金融庁・日銀への情報共有の在り方については、大手銀行、地域銀行ともに、8 割もの回答者が報告システムも一本化されることが望ましいといった回答であった。その理由として、規制報告に関する人的コスト（システム操作の習得を含む）、時間的コストの削減とともに、現在感じている、金融庁検査・モニタリングと日銀考査・モニタリングにおける重複感の解消に寄与する点があげられた。また、本設問を通して、金融機関はモニタリングそれ自体の重複に関する負担とともに、報告システムが各々運営されている点についての重複を感じていることが分かった。

3.4.1 問 4-1 将来的な金融機関の報告と金融庁・日銀間で情報共有の在り方

【回答者全員が対象】	
デジタル化が進む社会においては、金融機関を取り巻く環境の変化のスピードはより速くなっていくと考えられます。このような中で、より実効性のある金融行政が行われるためには、金融機関、金融庁、日銀の情報共有がより重要となると考えられます。	
このような時代の変化を踏まえ、今後、金融機関はどのような形で報告を行い、金融庁と日銀は、検査・考査結果や資料・データ等の情報を、どのように共有をすることが望ましいと考えますか？	
お考えに最も近いものを 1 つ選択ください。	
a	金融機関は、金融庁と日銀各々が運営する報告システムを通じて報告し、金融庁・日銀間で金融機関の情報を共有する
b	金融機関は、金融庁・日銀が共同で運用する報告システムを通じて報告し、金融庁・日銀はそこから必要な情報を各々取得する
c	金融機関の報告に必要なデータを取り纏め、加工を行う中間団体 ⁴ を設置し、金融機関はその中間団体を通じて、金融庁・日銀へ報告を行う
d	各金融機関のシステムに、金融庁・日銀各々が API 等によって接続し、必要なデータを能動的に取得することができるようにする
e	その他（内容を以下の欄に記入してください）

⁴ 金融機関よりデータを取り纏め、金融機関の代わりに報告資料の作成や提出を行う組織・機関を新たに設立するといったことの他に、協会等にその機能を設置（例えば、報告に関して、地銀協の CRITS を活用）するといったことを含みます。

(1) アンケート回答結果

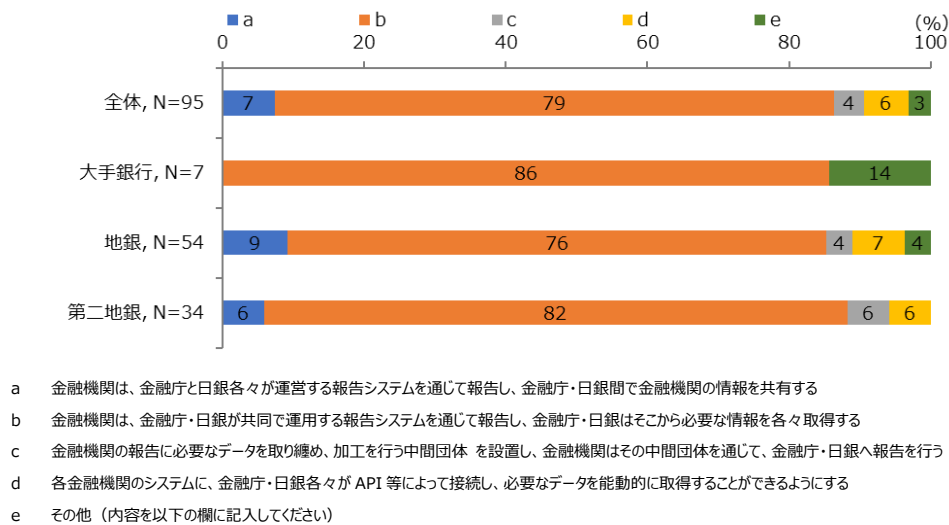


図 3.4-1 問 4-1

本設問では、将来的に、金融機関はどのような形で報告を行い、金融庁と日銀は、検査・考査結果や資料・データ等の情報を、どのように共有をすることが望ましいと考えるか、金融機関の考えを調査した。

全体の 8 割が、金融庁・日銀の報告システムの共同運用が望ましい (b) を選択しており、また、セグメント毎の分布も全体の分布と殆ど変わらない。

なお、「e その他」を選択した回答者からは、金融庁と日銀が共同でシステムを運営するといったことではなく、報告先を金融庁に一本化し、日銀は金融庁から必要な情報の共有を受ける（大手銀行、地域銀行）といった回答や、金融機関の負担を軽減するのであれば、そのスキーム自体には拘らない（地域銀行）といった意見があった。

(2) 自由記述・インタビュー

大手銀行からは、重複解消による負担軽減を理由に、金融庁・日銀の報告システムを一本化することが望ましいという回答があったほか、一部の金融機関からは、システムを統合するのではなく、より広い範囲をカバーしている金融庁に報告先を一元化することが望ましいという意見があった。

地域銀行からは、金融庁と日銀が報告システムを各々運用していること自体に重複感があるという回答や、専用端末である考査オンラインが、金融庁のように web 上のシステムになる（または、金融庁業務支援統合システムに一本化される）と、端末機器の管理も不要となるという意見があった。また、金融機関のシステムに直接 API 接続等によって金融庁・日銀がアクセスすることや、中間団体の関与に関しては、それ自体は業務負担を軽減する有効な手法といった意見があった。一方で、情報の機密性の観点から中間団体等が関与することは望ましくないといった意見や、報告手法の抜本的な変更に伴い、金融機関側にシステム開発等の負担が生じる可能性を危惧する意見もあった。加えて、内容の個別性の高さから、金融庁・日銀から金融機関に対して、内容に関する質問やヒアリングが行われることを想定すると、規制報告のプロセスに中間団体が入ることは、かえって煩雑になるといった意見も

あった。

3.4.2 問 4-2 将来的な報告システムに求める効果（問 4-1 の回答理由）

【回答者全員が対象】	
問 4-1 の回答について、その理由は何ですか。	
当てはまるものをすべて選択してください（複数回答可）。	
a	報告業務に関する人的リソースの軽減に繋がると感じたから
b	報告業務に関する時間的な負担の軽減に繋がると感じたから
c	報告業務に関する金銭的負担が軽減されたと感じたから
d	金融庁・日銀とのコミュニケーションが現状程度に維持されたと感じたから
e	金融庁・日銀とのコミュニケーションのうち、重複を感じている部分が解消されたと感じたから
f	金融庁・日銀だけでなく、業界団体等を含めた情報共有の体制が構築されることが望ましいと考えたから
g	その他（内容を以下の欄に記入してください）

(1) アンケート回答結果

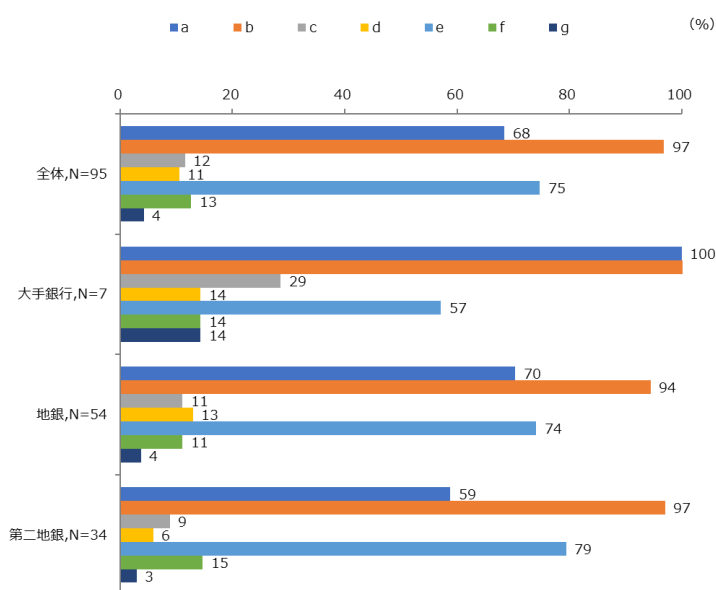


図 3.4-2 問 4-2 の選択肢（問 4-1 の回答理由）の分布

問 4-1 でどの選択肢を選んだかに関係なく、回答者の多くが人的リソースの軽減（a）、時間的な負担の軽減（b）、金融庁・日銀への報告部分の重複解消（e）への期待を理由として選択している。

なお、「g その他」には、金融庁と日銀がシステムの共同運用を始める等で報告システムが刷新されると、金融機関にその対応や事務フローの変更といった負担が生じるため、現状のままだと望ましい（前問で（a）の選択した回答者）、金融庁・日銀の報告システムが一つになると、ID/PW の行内管理（人事異動に伴う担当者の変更手続き等を含む）が簡略化されるとともに、専用端末の設置・管理といった負担が減る（前問で（b）を選択した回答者）、現状と比較して負担が軽減される（前問で（g）を選択し、「報告先が金融庁に一元化され、

日銀は金融庁から情報の共有を受ける」ことが望ましいと記入した回答者) といった記入があった。

(2) 問 4-1 の選択肢毎の結果

問 4-1 で最も割合の多い (b) を選択した回答者の殆どが、時間的な負担の軽減 (b) を選択しており、次いで、回答者の多くが、重複を感じている部分の解消 (e) 、人的リソースの軽減 (a) を選択している。

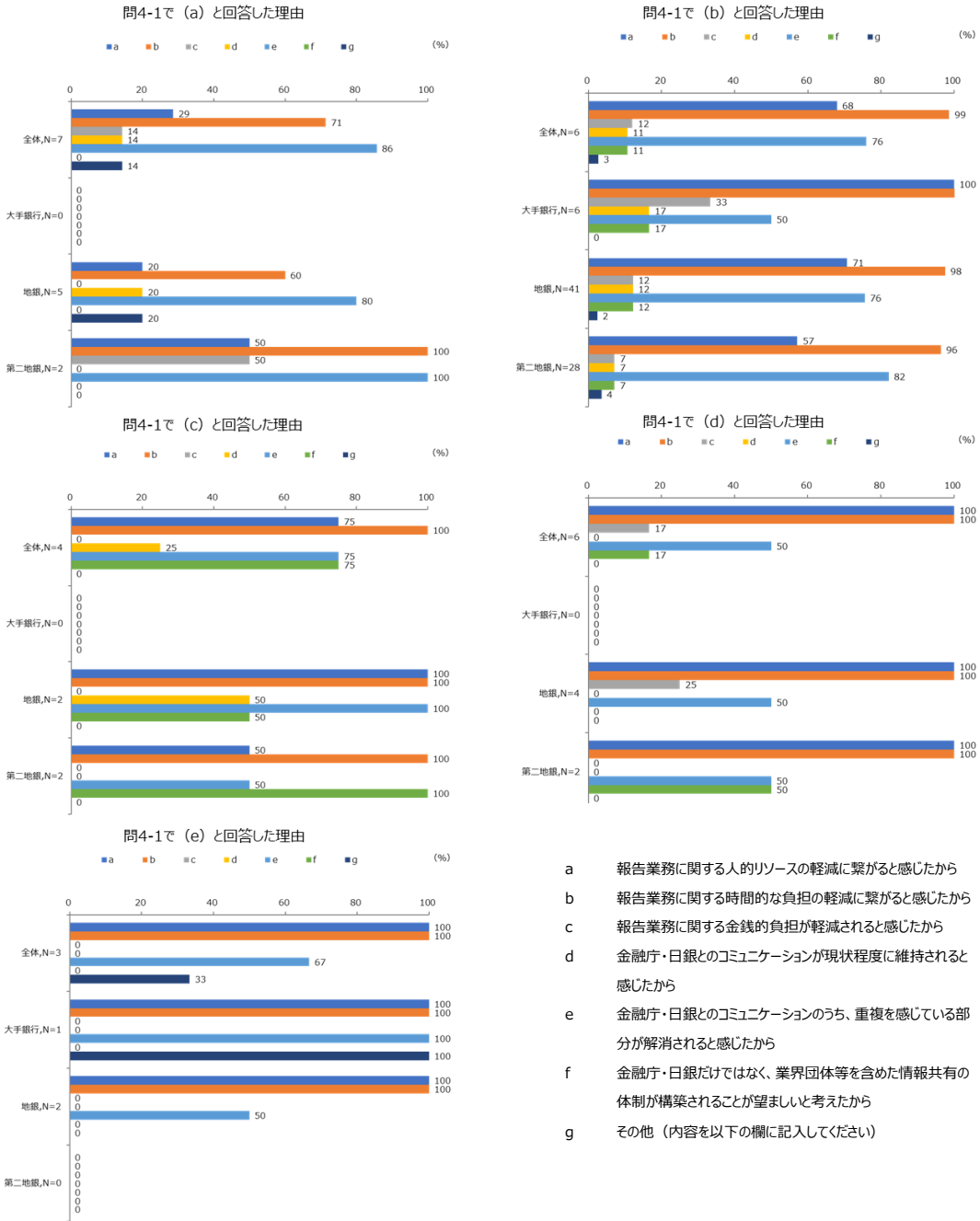


図 3.4-3 問 4-1 で (a) ～ (e) 各々を選択した理由

3.4.3 問 4-3 報告システムに将来的に期待する役割

【回答者全員が対象】	
金融業界のデジタル化が進む中において、規制報告においてもデジタル化が進むことが考えられます。	
このような状況を踏まえ、今後、報告システムにどのような機能が追加される、またはどのような役割となることが望ましいと考えますか？	
当てはまるものをすべて選択してください（複数回答可）。	
a	金融機関が報告した内容に対する金融庁・日銀からのフィードバックを把握できる機能
b	銀行法その他の法改正、金融規制の変更やその解釈等に関する、金融庁・日銀からの情報提供
c	帳票作成やデータ分析に関する機能
d	金融庁・日銀とのコミュニケーション機能（電子メールやチャット等）
e	その他（内容を以下の欄に記入してください）

(1) アンケート回答結果

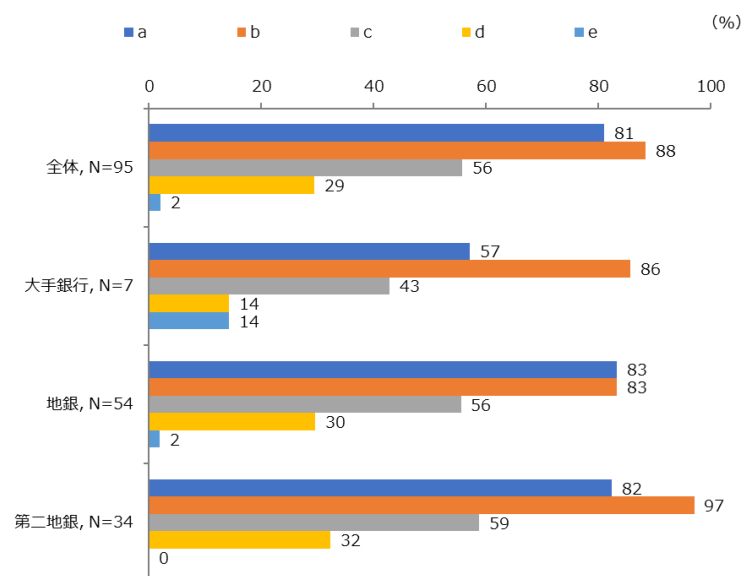


図 3.4-4 問 4-3

本設問では、将来、規制報告に関するシステムが刷新される際に、そこに報告以外にどのような機能が追加され、金融機関と金融庁・日銀を繋ぐシステムとして、どのような役割を果たすことを期待するか、金融機関の考えを調査した。

全体の8割以上の金融機関が法改正や規制の解釈等に関する情報提供（b）や金融庁・日銀からのフィードバック（a）に関する機能を回答している。

また、帳票作成やデータ分析に関する機能（c）も5割程度が選択しているほか、金融庁・日銀とのコミュニケーション機能（d）については、3割程度の回答者が選択している。

なお、「e その他」の回答者からは、報告システムに報告以外の機能の必要性は感じない（地域銀行）という意見と、金融庁・日銀との情報のやり取りを専用の報告システムに限定してしまうと、行内での使用者権限の設定等により、柔軟な使用・タイムリーな報告ができなくなるため、極力電子メール等でやり取りをすることが望ましい（大手銀行）という意見

があった。

(2) 自由記述・インタビュー

地域銀行からは、(a) を選択した理由について、定期報告を含めて、様々な情報を報告しているものの、十分なフィードバックを受けているといった感覚はなく、業界平均や分布、アラームポイントの距離など、簡易的なものであっても提出した情報に関するフィードバックがあると経営に役立てることができるといった意見があった。

また、(b) については、金融庁・日銀から HP 等で、多くの情報が公開されているものが、将来的にでも、効率的に取得すること（例えば、自行に関するものや該当部分を自動的抽出されるといった仕組み）ができると業務効率が上がるほか、見落とし等がなく、効率的に経営に反映することができるため、そういった機能があると嬉しいといった意見が、大手銀行、地域銀行の両方から確認された。

4. 提言に向けた調査

4.1 諸外国の事例調査

リモート手法でのモニタリングは諸外国を見ても、従来、主流ではなかったように見受けられるが、新型コロナ禍において、我が国と同様にリモート手法での実施が確認されている。また、諸外国においても、金融当局と中央銀行の重複感解消や金融機関の負担軽減を目的に、情報共有の取組み、または検討が進められている。

4.1.1 コロナ禍における諸外国の金融当局のモニタリング

アンケート調査票を通し、国内金融機関の海外拠点において、現地の金融当局のコロナ禍におけるモニタリングの実施状況について調査を行った。

各国ともに、コロナ禍においては、我が国と同様にリモート手法によって、モニタリングを行っており、それに対する負担を考慮した対応時期の調整等、配慮がされていることが確認された。また、一部の国では、新型コロナに関する業務への影響については、チャットによってタイムリーにコミュニケーションがとれるような工夫も確認された。

表 4-1 諸外国におけるコロナ禍でのモニタリング手法

	内容
A 国	・ コロナ禍を受けて、モニタリングにおいては、我が国と同様、リモート手法（電話会議・オンライン会議）が活用されている。 ・ モニタリングにおいては、流動性や BCP 対応、与信状況等に関するモニタリングが、電話会議にて行われたことは負担を感じた。一方で、紙ベースでの報告物がコロナ禍で当局が提供するシステムを通じて、提出可能となり、事務負担が軽減された。 ・ また、当局との定期的な web 面談機会が設けられる等、平常時と比べてコミュニケーションを密に取る姿勢が見られた。
B 国	・ コロナ禍を受けてリモート手法を用いて定期報告や面談を継続している。オンライン会議では当局の関心分野について、B 国内の各営業拠点から直接回答できるため、より深度のある説明ができた。 ・ コロナ禍での支店ビジネスへの影響について、当局から高頻度で電話会議でのヒアリングを受けた。
C 国	・ モニタリングは完全リモート手法によって行われているが、コロナ禍以前と同じ水準で当局とのやり取りができている。 ・ コロナ禍では対応負荷が大きい内容については、当局が銀行毎に月次で対応状況を確認しつつ、現実的に対応可能な時期に施行時期を調整するといった配慮があった。
D 国	・ 当局の担当者と外資銀行駐在員事務所長のグループチャットが立ち上げられ、当該チャットを通じて「事務所の感染状況、緊急事態の発生有無」を毎日報告していた。チャットでは、当局からの情報提供や指示が即時に得られ、その場で質問も可能であり、非常に優れた仕組みであった。

出所) 三菱総合研究所

4.1.2 規制報告に関する金融当局と中央銀行の連携

本章では、規制報告に関するシステムの開発・運用やモニタリングにおける、金融監督当局と中央銀行の連携に関する諸外国の事例調査について記載する。

(1) 英国⁵

1) 背景

リーマンショック以降、英国における金融規制やそれに基づいた報告の量は増えており、金融機関に課される対応が複雑化し、準備に必要な時間が増えている。さらに、定常的な報告に加え、規制当局よりアドホックなデータ送付依頼も増加傾向にある。英国の金融機関が規制報告にかかるコストは市場全体で年間 20 億～45 億ポンドと推算されている。

規制報告の準備が複雑化する要因は幾つかある。1 つの報告を準備するための指示が複数の関連する規制に記載されていることや、規制そのものが十分に明確に書かれておらず金融機関が理解するのが難しいことがあげられる。さらに、国際的な金融機関では複数の規制当局の指示に応える必要があり、同じようなデータを異なる様式で報告しなければならない場合もある。

このような複雑さは金融機関だけでなく、規制当局にも負の影響を与える。遅い報告や、一貫性のない報告は、金融市場の効果的な監査を阻害しかねないと認識されている。

そこで、テクノロジーを用いることで規制報告をより正確・効率的・一貫性を持つようにするため、規制当局や金融機関が協力して Digital Regulatory Reporting (DRR) という新たな試みが行われている。

⁵ 本章は以下を参考に作成。

- ・ FCA, “Digital Regulatory Reporting Pilot Phase 1 Report”, 2019/3/13
(<https://www.fca.org.uk/publication/discussion/digital-regulatory-reporting-pilot-phase-1-report.pdf>, 2021/2/16)
- ・ FCA, “Digital Regulatory Reporting Phase 2 Viability assessment”, 2020/1/7
(<https://www.fca.org.uk/publication/discussion/digital-regulatory-reporting-pilot-phase-2-viability-assessment.pdf>, 2021/2/16)
- ・ FCA, “Digital regulatory reporting”, 2020/10/14 (<https://www.fca.org.uk/innovation/regtech/digital-regulatory-reporting>, 2021/2/16)
- ・ BoE, “Transforming data collection from the UK financial sector”, 2020/1/7,
(<https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/paper/2020/transforming-data-collection-from-the-uk-financial-sector.pdf?la=en&hash=6E6132B4F7AF681CCB425B0171B4CF43D82E7779>, 2021/2/16)

2) DRR

DRR (Digital Regulatory Reporting) は 2016 年、2017 年にそれぞれ行われた 2 つの TechSprint (ハッカソン) を源流とする、デジタル規制報告の実用化に向けた試行である。FCA (Financial Conduct Authority) と BoE (Bank of England) に加え、7 つの金融機関 (Barclays, Credit Suisse, HSBC, Lloyds, Nationwide, NatWest, Santander) が協力して行われている。

Phase 1 (2018 年 6 月～12 月) では、下記の 3 つを実現するデジタル規制報告システムプロトタイプが開発された。

1. 金融機関のデータを標準化された形式にする
2. 規制報告の作成指示をマシン実行可能なコードに書き換える
3. 上記 2 つを組み合わせ、規制報告を自動的に作成するシステムを開発する

業界での汎用性を確保するため、リテール分野とホールセール分野に関する規制がユースケースの対象となった。

プロトタイプでは上記 3 つのプロセスを素早く取り込むために、分散型台帳技術⁶を用いたシステムが開発された。各金融機関のデータは標準化された形式でそれぞれのバーチャルノードに格納された。マシン実行可能なコードに書き換えられた指示が各金融機関のノードへ分散して実行され、その結果は GUI 上で規制当局と金融機関が閲覧できるという形式をとった。規制当局は必要に応じて報告スケジュールを指示 (設定) し、実行することが可能である。さらに、規制当局は各金融機関のノードから API を通じてデータをアドホックに取得することができる。

金融機関は自身のサーバとバーチャルノードを直接接続することで迅速にデータを提出することができるほか、Excel 形式でも提出可能である。このように様々な区分の金融機関が利用できるよう配慮された。

プロトタイプ開発を通じて、デジタル規制報告システムが実用化されれば下記のようなメリットがあるという示唆があった。

- ・ 金融機関間のデータの一貫性と品質向上
- ・ 規制報告の効率化
- ・ 規制当局が新たな関心を持ったデータをより素早く入手することができる

一方でプロトタイプ開発と実用化には大きなギャップがあることは認識されており、今後より多くの試行が必要であると指摘されている。

Phase 2 (2019 年 2 月～10 月) では、Phase 1 で構想したデジタル規制報告システムへの投資価値、実現可能性がビジネスケースとして評価された。

その結果として、複数のテーマ (住宅ローン、デリバティブ等) に関する報告を対象とするシステムであれば、7 年目には投資分が回収されることがわかった。

また、どのような技術的ソリューションを採用するかという点も論点にある。理想的には、すべての金融機関および規制当局にとって利用可能であり、スケーラビリティのあるソリューションが求められるが、現状は全要件を満たす既存のソリューションはないと判明した。一方で、一部を満たすソリューションは既に複数存在するため、市場の成長速度を鑑みると近い将来には適切なソリューションが出現すると考えられる。

⁶ 分散型台帳技術とは、特定の帳簿管理者が設置されず、参加者が同じ帳簿を共有しながら資産や権利の移転などを記録する情報技術であり、偽造や改ざんが極めて困難な形でデータを記録・保管することができる。

現在 Phase 3（2020 年 1 月～）⁷を実施中であり、その中ではプロトタイプのさらなる開発や、データの形式を標準化すること等のさらなる検討に加え、金融セクターのほかの報告にも同システムを活用できないかが検討されている。

(2) オーストリア共和国⁸

1) 背景

オーストリア共和国では銀行の監督について、FMA（Financial Market Authority）と OeNB（Oesterreichische Nationalbank）が協力して行っているが、2008 年 1 月以降は両者の機能重複を解消するために、FMA が意思決定機能を担当し、OeNB がリスク評価を行うように分担している。そのため現在、実地検査やオフサイトモニタリングはすべて OeNB の管轄下にある。

	実地検査 (On-Site inspection)	オフサイトモニタリング (Off-site analysis)	報告 (Reporting)	行政手続き (Administrative procedures)
新制度 (2008年1月～)	OeNB	OeNB	OeNB	FMA
旧制度	FMA/OeNB	FMA/OeNB	OeNB	FMA

図 4.1-1 オーストリア共和国の銀行規制における FMA と OeNB の分業体制

出所：一般財団法人ゆうちょ財団⁹

オーストリアでも英国と同様に、リーマンショック後に規制報告の負担が大きくなっている。2014 年以降、EU 内の金融機関は四半期毎に最大 70 万データポイントに及ぶ報告をしなければならないと言われている。報告の量が増えるだけでなく、要求されるデータがより詳細、複雑になっていることも指摘されている。

このような状況を受け、OeNB は国内の金融機関を巻き込んだディスカッションを開始した。その結果、2012 年に金融機関と OeNB は下記 2 つを柱として今後の規制報告の負担減を進展させることに合意した。

1. SCom（Standing Committee on Reporting）を OeNB 主催で設立
2. AuRep（Austrian Reporting Services GmbH）の設立

⁷ Phase 3 の開始時期は明示されていないが、FCA と BoE の Phase 3 に関する共同声明が 2020 年 1 月に公表されたことをもって開始年月を記載した。（BoE, BoE, “FCA and Bank of England announce proposals for data reforms across the UK financial sector”, <https://www.bankofengland.co.uk/news/2020/January/fca-and-boe-announce-proposals-for-data-reforms-across-the-uk-financial-sector>, 2021/3/16）

⁸ 本章は以下を参考に作成。

- ・ BearingPoint, BearingPoint, “Reforming regulatory reporting: are we headed toward real-time?” (https://www.reg.tech/files/BEI_Reforming-regulatory-reporting-are-we-headed-toward-real-time.pdf, 2021/2/16)
- ・ Katharina Kienecker, Günther Sedlacek, Johannes Turner, OeNB, “Managing the processing chain from banks’ source data to statistical and regulatory reports in Austria”, 2018/8 (https://www.oenb.at/dam/jcr:d9cde0a-a6d4-409a-8ac5-670cad2619b0/05_Kienecker_Statistiken_3_18.pdf, 2021/2/16)

⁹ 一般財団法人ゆうちょ財団 「XVI. オーストリア共和国」 17 頁 2020/2/7 (<http://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/Austria-1.pdf>, 2021/3/5)

なお、AuRep はオーストリアの主要行によって共同設立された、規制報告において金融機関と OeNB の間を繋ぐ会社である。OeNB は設立には参加していない。

2) SCom

SCom (Standing Committee on Reporting) は OeNB が主催する、主要行や専門家を交えたディスカッションの場であり、2013 年に設立された。後述の AuRep はオブザーバーとして参加している。

2 か月に 1 回、定期会合が開かれ、下記のような項目について議論される。

- ・ デジタル規制報告におけるデータ形式のあるべき姿、それを実現するために必要な法改正
- ・ デジタル規制報告を実現するための手法に関する情報提供
- ・ 国内外のさまざまな規制報告に関する情報共有

AuRep 自体に OeNB は参加していないため、上記のように OeNB と金融機関を交えた議論が必要なトピックは SCom の場でカバーされている。

3) AuRep

AuRep (Austrian Reporting Services GmbH) はオーストリアの主要行によって 2014 年に設立され、現在はオーストリアの金融市場の計 90%を占める金融機関が参加している。多数の金融機関が参加することで、規制報告にかかるコストを金融機関間で分散させることや、データ形式の標準化が実現できる。

AuRep は BearingPoint ABACUS という共通ソフトウェアプラットフォーム上で機能しており、規制報告におけるインプットアプローチを実現している。

このインプットアプローチでは、各金融機関の高粒度データ（例えば、貸出債権明細情報等の集計や加工されていない状態のデータ）を「ベーシックキューブ」と呼ばれるデータベースに入れ、それを AuRep 環境内で加工し、規制当局の求める形式に変換する。変換後のデータベースは「スマートキューブ」と呼ばれ、そこから規制当局は必要な情報を引き抜く。アドホックな要求でも、「ベーシックキューブ」内のデータを加工し、「スマートキューブ」に入れることで対応可能である。従来のテンプレート・ベースの規制報告と、AuRep が実現するキューブ・ベースの規制報告の様式は下図の「従来のテンプレート・ベースとキューブ・ベースの比較」に示されている。

従来のように各金融機関がデータを集計・加工した上で提出するアプローチは、対照的にアウトプットアプローチと呼ばれている。インプットアプローチとアウトプットアプローチの特徴の違いが下図の「インプットアプローチとアウトプットアプローチの違い」にまとめられている。インプットアプローチでは、金融機関の負担減だけでなく、規制当局における深度のある分析を可能にすることで、より効果的な監査も実現できる。

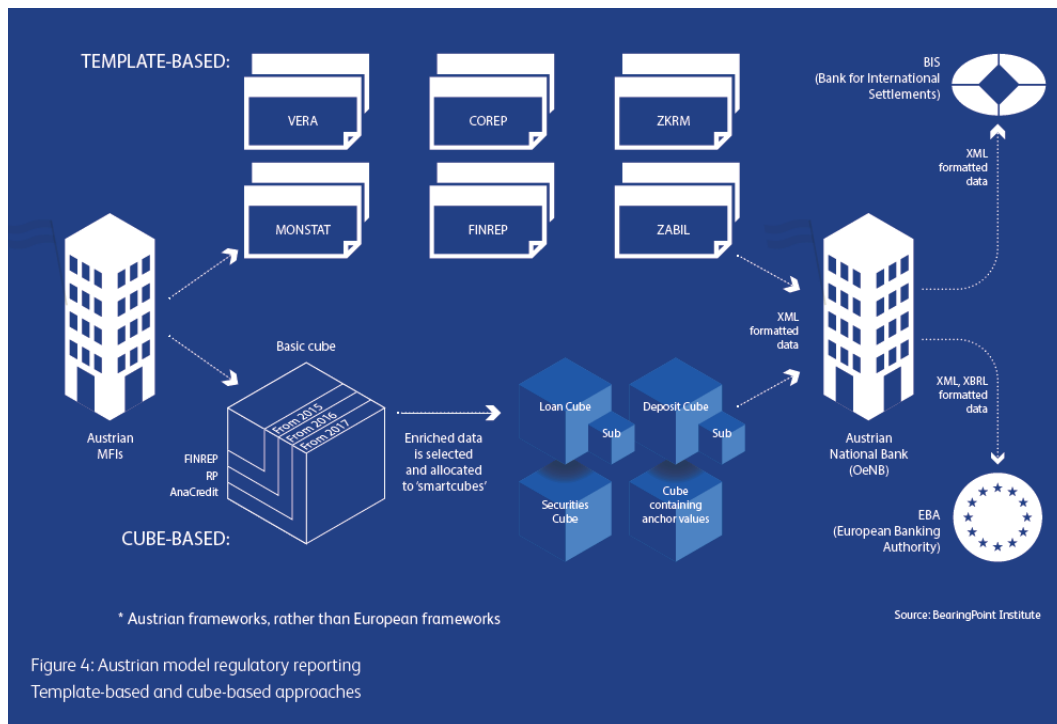


図 4.1-2 従来のテンプレート・ベースとキューブ・ベースの比較

出所：BearingPoint⁸

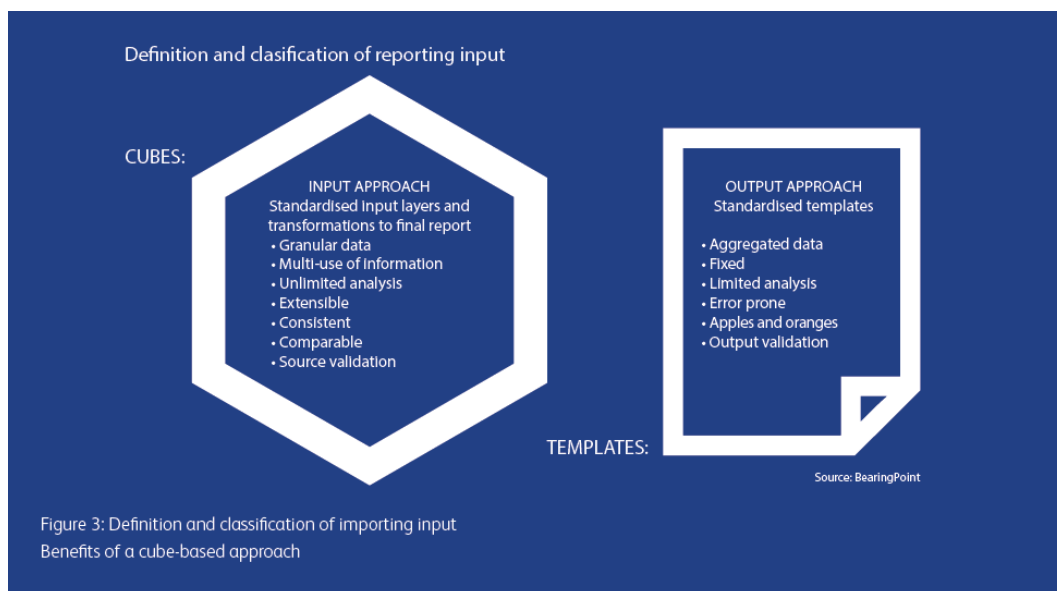


図 4.1-3 インプットアプローチとアウトプットアプローチの違い

出所：BearingPoint⁸

4.1.3 その他の取組み¹⁰

(1) BIRD

BIRD (Banks Integrated Reporting Dictionary) は ECB (European Central Bank) およびヨーロッパ諸国の中央銀行 (NCBs)、商業銀行が協力し、ECB や NCBs への規制報告における負担減および提出されるデータの質の向上を目指す取組みの一環である。金融機関から一定の形式でデータがインプットされると、それらに対して同一の処理をすることで報告用の最終形式に変換するというサービスを提供しており、すでに複数の規制に対応している。BIRD のシステムは各金融機関が無償で利用できるものであり、利用することを強制していない。

(2) IReF

IReF (Integrated Reporting Framework) は ESCB (European System of Central Banks) によって検討されている、Euro 域内の複数の NCBs に提出される規制報告の形式を統一しようという取組みである。提出形式を高粒度データに統一し、さらに各 NCBs に最終的に報告される際の形式もそろえることで、BIRD を活用した効率的な規制報告が実現できると考えられている。

(3) ルワンダの取組み

ルワンダでは、中央銀行が各金融機関の中央システムに直接アクセスし、必要なデータを引き抜いて中央銀行の DWH (Data Warehouse) へ格納する。DWH 内に集められたデータを中央銀行が加工・集計し、中央銀行自身や外部機関の規制報告を作成する。

4.2 金融庁職員によるグループディスカッション

金融機関からのアンケート調査票とヒアリングの結果を踏まえ、モニタリングにおける、リモート手法の活用、および今後の日銀との連携の可能性について、金融庁職員とのグループディスカッションを実施した。

¹⁰ 本章は以下を参考に作成。

- ・ BoE, BoE, “Transforming data collection from the UK financial sector”, 2020/1/7
(<https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/paper/2020/transforming-data-collection-from-the-uk-financial-sector.pdf?la=en&hash=6E6132B4F7AF681CCB425B0171B4CF43D82E7779>, 2021/2/16)
- ・ ECB, ECB, “What is the BIRD?” (https://www.ecb.europa.eu/stats/ecb_statistics/co-operation_and_standards/reporting/html/bird_dedicated.en.html, 2021/2/16)

4.3 有識者インタビュー

モニタリングにおいて、リモート手法の導入の検討を進める際に、モニタリングの質という観点、および金融庁・日銀の連携を進める上で留意すべき事項について、金融規制に関する学識経験者へインタビューを実施した。

4.3.1 モニタリングにおけるリモート手法の導入

コロナ禍という状況以外においても、効率性の観点や時代の変化を踏まえると、モニタリングにおいてもリモート手法を導入していくことは当然の流れと考えられ、また、内容によっては心理的安全性を確保するといった観点からも、様々な方法でコミュニケーションが行われることは効果的と考えられる。

一方で、金融庁の立ち入り検査その他の面談には、規制当局として、金融機関の経営や業務運営に適度な緊張感を与え、維持するといった効果もあり、法令順守や不正防止といったことの抑止力にも繋がっていると考えられる。

したがって、リモート手法を進める際には、検査・監督業務の遂行の実効性や効率性のほかに、そういった必要な緊張感がリモート手法によって弱まることが無いのか、といった視点が必要と考えられる。

4.3.2 金融庁と日銀の連携

金融機関の金融庁と日銀への様々な報告について、金融機関としては、その根拠は実務上気にする場面は多くはない可能性が高く、事実上、同じもののよう受け捉えている金融機関も少なくないかもしれない。ただし、金融庁と日銀が連携を進める際には、モニタリングについて各々の根拠が異なることは留意しなければならない。

具体的には、金融庁への法定報告については、当然ながら行政手続きに基づくものとなるが、任意報告やアドホックな報告はそれに該当せず、本来、金融機関は報告の義務はないものの、規制当局からの要望として、ボランタリーに対応しているものも一定数含まれると想定される。

一方で、日銀は、考査契約に基づいて報告や考査を通じて情報を取得しているという中で、立場的には対等であることから、現実問題は別にして、法的にはその範囲には金融機関との交渉の余地がある。別の視点では、その範囲は契約の解釈によっては柔軟に解釈することもできる。

このように、金融庁と日銀で取得する情報において、内容が重複しているということはあるかもしれないが、その取得にかかる根拠が異なることから、例えば、金融庁・日銀片方の収集に頼るようにした場合、もう片方が安定的に情報の取得ができなくなる可能性はゼロではない。

したがって、金融庁と日銀間の情報共有については、それ自体をどのような根拠で行うかということは勿論のこと、各々がどのような根拠に基づいて情報を取得しているかを踏まえて検討を進める必要があると考えられる。

5. 実態調査結果の総括および本プロジェクトを踏まえた提言

5.1 「リモート手法を用いたモニタリング」の在り方

(1) 面談手法

金融庁検査およびオフサイト・ヒアリングにおいて、リモート手法によって実施されることは、効率性の観点から、積極的に活用を進めるべきである。

ただし、ヒアリングの目的（状況や場面を含む）や、金融機関側からの要望等に応じて、金融機関側の来庁や検査官の訪問による対面での実施を否定することなく、柔軟に手法の選択をすることが望ましい。具体的には、以下のような場合が想定される。

- ・ 複雑な説明をする、または受けるといった、互いの理解度や反応を把握しながら面談を進める必要がある場合
- ・ 長期間に渡る検査等における初回面談時（金融機関担当者の変更時を含む）
- ・ 短期間で集中的に面談を実施する必要がある際に、対象となる金融機関インフラの状況等（十分な回線が用意できない等）から、十分な数の面談を並行して行うことができず、リモート手法での実施があまりに非効率であると考えられる場合

また、金融庁による立入検査等は、金融機関の業務遂行において適度な緊張感を維持する効果もあると考えられるため、リモート手法の活用を進める際には、それが弱まることが無いといった視点についても留意する必要がある。

(2) 非対面の面談での留意・工夫

多くの金融機関が、リモート手法でのモニタリングについて、十分な意思疎通が難しかった点を指摘している。その背景としては、対面と比較して、説明に関する反応が捉え難く、それによって説明の仕方やスピードを変えろといった工夫がし辛い点や、会議室で一つの端末に複数人が参加する場合には発言者がわかり辛い点のほか、音声または接続自体が途切れる等、機器を含めたオンライン環境のトラブルによって、面談が予定していた時間内にスムーズに行うことができなかった点等があげられた。

一方で、面談の目的や内容を、事前に金融庁とよく擦り合わせた金融機関からは、論点が明確でより意義のある面談が実施されたとともに、追加の資料も発生しなかったことから負担も少なく、リモート手法での面談に対して、特に肯定的な反応が確認された。

また、ヒアリングが会議室に複数人が集まり 1 台の PC や会議室に設置されているオンライン会議システムを使って行われたケースにおいては、参加者や発言者が明確に把握できないケースもあり、特にセンシティブな内容の場合には、「この場で発言して問題が無いのか？」といった心理的ハードルを回答した回答者もいた。

したがって、金融庁検査またはオフサイト・ヒアリングをリモート手法によって実施する際には、以下のような点に留意・工夫することが望ましい。

- ・ 従来の対面での面談とは異なり、リモート手法での面談については、面談の最中に追加の資料を共有するといったことが機動的に行うことが難しいことを踏まえて、従来以上に、面談の目的や内容について、金融機関とよく擦り合わせを行い、面談のテーマ・内容を可能な限り具体的に設定し共有する。特に、テーマ設定においては、広く大きな

テーマなのか、または、より個別の具体的なテーマとするのかという点を明確にし、金融機関がそのテーマに対して、適切な説明者と資料を用意できるようにする。

・ リモート手法での面談においては、特に、金融機関の機密情報にあたるような内容を含む場合には、面談者が互いに顔が見えるよう web カメラをオンにした上で、個々の PC から参加する、または、会議室等複数人で参加している場合には発言者が発言時に名乗るといった、会議の参加者や発言者が明確となるように工夫し、金融機関の心理的不安を和らげるよう配慮する。

(3) 金融機関との情報共有

金融庁検査の情報共有において、外部（顧客やシステムベンダー等）から受領した資料については紙の資料もあるものの、提出する資料の大部分は Word や Excel、PowerPoint といったツールによって作成されており、電子媒体での提出による負担の増加は殆どない。

ただし、電子メールでの提出については、ファイル容量の関係から分割送付が必要となり、その都度外部への電子メール送付手続きが必要になるなど、これまでも様々な煩雑さがあったことが確認された。

したがって、今後、デジタル化の進展により、リモート手法によって電子媒体での提出頻度や量の増加が見込まれることを踏まえ、資料の提出については、電子メール¹¹に加え、クリプト便の利用などセキュアで効率的な手法の活用を進めることが望ましい。

¹¹ クリプト便とは、インターネットを介したファイル交換サービスで、高度なセキュリティ技術によって、安全かつ確実に電子ファイルやり取りが可能。

5.2 「金融庁検査・モニタリングと日銀考査・モニタリングの連携」の方向性

(1) モニタリングの重複感の解消

金融庁検査・モニタリングと日銀考査・モニタリングについては、各々の目的が異なり、その点に関して、金融機関自身も十分に理解していることから、従来どおり、金融庁・日銀各々が、それぞれの目的に応じて実施することに異論ない。

しかし、金融庁・日銀へ報告する情報やそれに基づくヒアリングにおいては、多くの金融機関が重複を感じていること、および、金融庁と日銀が連携を進めることによって、その解消を望んでいることが実態調査を通して確認された。

これらを踏まえ、金融庁・日銀は、各々がその目的に応じてモニタリングを実施することを前提としつつも、連携することによって、重複感の解消に取り組むことが望ましい。具体的には、時事的なテーマ等において、金融機関に対し、資料提出やヒアリングを、アドホックに求める際には、共同調査（報告様式の共通化やヒアリングの共同実施等）の実施可否を検討するといったことが望ましい。

(2) 計表フォーマットの共通化

実態調査の中で、金融庁・日銀が一部の報告計表を共通化している点について、金融機関の規制報告に関する負担軽減に有効な取組みとして評価する意見が確認された。

一方で、重複感の解消に向けて、金融庁と日銀から定期報告を求められている計数のうち定義が異なるものの統一化や、報告様式を共通化して欲しいといった意見も複数確認されている。

この点を踏まえ、内容が重複している定期報告については、報告を求めている計数の定義（集計対象や時点等）の統一化や、計表フォーマット自体の共通化に向けた検討を進めていくことが望ましい。

(3) 日銀との情報共有による報告負担軽減

金融庁と日銀が、情報を共有することについては、多くの金融機関が、二重報告の解消につながるという観点で重複感解消の期待から肯定的な意向を示しているため、積極的に検討を進めることが望ましい。

ただし、その範囲については、以下のような理由から、2割程度の金融機関は包括的な情報共有ではなく、その対象は金融機関の意向を踏まえて決めることを望んでいる。

- ・ 金融庁・日銀が金融機関に報告を求める背景には、何らかの目的があるため、金融庁・日銀が、情報を、金融機関からの直接の報告によって取得するか、金融庁・日銀の連携の中で取得するかに関わらず、金融機関への問合せや質問が発生する可能性がある。金融機関がそれを円滑に対応するためには、金融庁・日銀がどのような情報をどのような形で共有されているかを把握している必要があること。
- ・ 金融庁または日銀がその役割に照らして、取得する必要性が乏しい情報を、金融機関の意図しないところで取得することは望ましくないこと。

なお、包括的な情報共有と回答する金融機関は全体の8割を占めるものの、その中には、情報共有の範囲を、現状、重複して提出している定期報告やアドホックな報告のみに限定し

ている先も含まれている。

このことから、日銀との情報共有については、共有対象とする情報を決める際に、その妥当性について、金融機関と協議の上、合意を得たもののみとすることが望ましい。

また、金融庁・日銀の情報共有については、金融機関の負担軽減の観点から、可能な限り早急に進めることが望ましいものの、現在、金融機関が金融庁・日銀に報告している内容は多岐に渡ることに加え、インサイダー情報その他の金融機関の経営上重要な機密情報が含まれることから、対象とする資料や情報を十分に精査の上、段階的にその範囲を広げていくことが望ましい。

(4) 金融機関から金融庁・日銀への情報共有

将来的な金融機関から金融庁・日銀への情報共有の在り方については、金融庁の「金融庁業務支援統合システム」、日銀の「考査オンライン」といった報告システムが各々運用されていること自体に重複があるといった指摘が一部にみられるなど、更なる負担軽減に向けて、報告システムの共同運用を望む意見が多く確認された。

また、諸外国においては、機械学習や分散型台帳技術などの革新的技術を用いた新たな報告システムを開発することで、規制報告の効率化や金融機関の負担軽減につなげようとしている事例（英国）や、実地検査やオフサイトモニタリングといった情報収集を中央銀行に集約するとともに、中央銀行が民間金融機関と協力して規制報告の枠組みを検討・運営する仕組みを構築している事例（オーストリア）が確認されている。

したがって、この点については、我が国においても、前向きに検討が進められることを期待しており、その際には、新たな報告システムの開発及び運用には大きな負担がかかることも想定されるため、諸外国の先行事例等を参考に、開発や運用の経済性などの利害得失を十分検討した上で、段階的な導入・移行を含め、中長期的な課題として取り組むことが望ましい。

「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」に
関する調査報告書

2021 年 3 月

株式会社三菱総合研究所
金融 DX 本部